

令和6年度

# 県土整備事業の概要



1位 歩道橋架設



2位 中之倉バイパス橋の点検



3位 「富士橋」竣工



3位 歩道橋撤去



5位 山梨県建築文化賞



6位 山田川をきれいにしました



7位 愛宕山こどもの国  
自由広場リニューアル



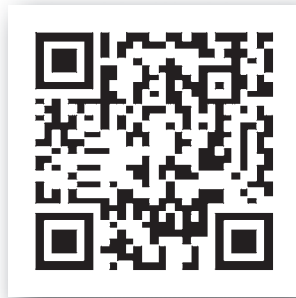
8位 国道140号橋梁下部工事



9位 日川(塩山)砂防堰堤改修工事

山梨県県土整備部

やまなしインフラの魅力発信！  
公式Instagram



@ yamanashi.kendo\_mirai

表紙の写真

令和5年度 Instagram「県土やまなし未来づくり」  
県土整備部内 投稿「いいね」数 ベスト9

上段左	1位	歩道橋を架設しました。	(都市計画課)
上段中	2位	国道300号に架かる橋の点検をしています。	(峡南建設事務所)
上段右	3位	新しい「富士橋」が竣工しました！	(峡南建設事務所)
中段左	3位	歩道橋を撤去しました。	(都市計画課)
中段中	5位	山梨県建築文化賞 受賞作品決定!!	(建築住宅課)
中段右	6位	山田川をきれいにしました	(峡南建設事務所)
下段左	7位	愛宕山こどもの国自由広場リニューアル工事完成	(中北建設事務所)
下段中	8位	令和5年度住みよい県土建設功労者表彰 国道140号橋梁下部工事で実施した工事内容について	(新環状道路建設事務所)
下段右	9位	令和5年度住みよい県土建設功労者表彰 峨塩2号砂防堰堤改修工事	(峡東建設事務所)

表紙デザイン：景観まちづくり室

## 「県土整備事業の概要」の発刊にあたって



本年1月に発生した能登半島地震では、多く方が被災するとともに、住宅・建築物や道路等の公共インフラに甚大な被害が発生しました。本県においても、南海トラフ地震などの大規模地震の発生が懸念されるなか、近年の激甚化・頻発化する災害から得られた知見を反映し、本年3月に1年前倒して「山梨県強靱化計画」を改訂しました。また去年は、「県民一人ひとりが豊かさを実感できるやまなし」を実現するため、「ふるさと強靱化」と『開の国』づくり」という二つの施策を柱とする新たな「山梨県総合計画」が策定されました。

県土の整備については、山梨県社会資本整備重点計画（第4次）に基づき、「いかす」、「まもる」、「つなぐ」を基本コンセプトとして、新たな総合計画や強靱化計画とも十分連携を図りつつ、取り組みを進めます。

「ふるさと強靱化」の実現に向けては、巨大地震や富士山火山噴火、気候変動の影響により激甚化・頻発化する大規模自然災害の脅威から県民の命と暮らしを守るためのインフラ整備や、工事の執行のみならず災害時の地域の守り手としても大きな役割を果たしている建設産業の担い手確保対策など、ハード・ソフト一体となった総合的な防災・減災対策を進めています。さらに、能登半島地震を教訓に、住宅・建築物等の耐震化を加速すべく市町村と連携し取り組んでいます。

また、『開の国』づくりを目指す本県にとって、リニア中央新幹線の開業は大きな転換点であり、その効果を県内全域に波及させるためには、社会基盤となる交通網の整備が重要です。昨年度は、中部横断自動車道（長坂～八千穂間）の具体的なルート案が示され、本年4月には、新山梨環状道路北部区間（桜井～塚原間）の事業化が決定するなど、将来の沿線地域における観光振興や産業の活性化が一層期待されるところです。引き続き、県外につながる広域道路と県内をつなぐ幹線道路ネットワークの更なる強化を進めます。

本書は、こうした本県の県土整備事業の現状を御理解いただくため、事業内容のあらましや事業実績をとりまとめたものです。御一読いただき、今後とも本県の県土整備事業の推進に御支援、御理解をお願いいたします。

令和6年8月

山梨県県土整備部長 秋 山 久



# 目 次

## 第1 県土整備部の組織と職員構成

1 県土整備部機構図	1
2 県土整備部所属別職員数表	3
3 建設事務所管内図	4

## 第2 予 算

1 予 算 の 概 要	5
2 令和6年度県土整備部当初予算一覧表	6
3 決算額の推移	8
4 公共事業予算額の推移	12
5 県単独事業予算額の推移	14

## 第3 道 路

1 道路の現況	18
2 主要道路	20
3 道路整備状況	21
4 道路事業費の推移	24
5 有料道路	26
6 主要道路の交通量	27
7 自転車道	28
8 交通安全施設	30
9 道路の維持管理	31
10 市町村道	33

## 第4 河川・ダム・災害復旧等

1 河川の現況	35
2 河川管理	37
3 河川改修事業	39
4 ダム管理	41
5 災害復旧事業	44
6 水 防	45
7 流域治水	45

<b>第5 砂 防</b>	
1 砂防の現況	55
2 砂防事業	56
3 地すべり対策事業	58
4 急傾斜地崩壊対策事業	60
<b>第6 都市計画</b>	
1 都市計画の現状	61
2 地域地区	65
3 都市施設	67
4 土地区画整理事業	73
5 市街地再開発事業等	76
6 開発行為の規制	77
<b>第7 上下水道</b>	
1 下水道事業の概要	79
2 流域別下水道整備総合計画	79
3 流域下水道	81
4 公共下水道	84
5 水道事業の概要	87
<b>第8 住宅・建築行政</b>	
1 住宅の現状	91
2 山梨県住生活基本計画	92
3 住宅建設の動向	92
4 公営住宅等	94
5 住宅供給公社	98
6 建築行政	99
7 空き家対策	105
<b>第9 用地関係</b>	
1 公共用地取得の現況	107
2 財産管理	109

<b>第10 営繕関係</b>	
1 営繕事業の概要	111
2 営繕工事の年度別状況	111
3 令和5年度工事の状況	112
4 主要工事	113
<b>第11 景観関係</b>	
1 景観形成への取り組み	115
2 山梨県景観条例の概要	115
3 景観法の活用	116
4 景観に関する普及啓発事業等	117
5 屋外広告物	121
<b>第12 建設業関係</b>	
1 建設業者の現況	123
2 建設産業活性化支援	124
<b>第13 技術管理関係</b>	
1 技術管理等	125
2 入札契約制度改革	127
3 研 修	128
4 技 術 情 報	129
<b>第14 リニア整備関係</b>	
1 リニア中央新幹線の現況	131
2 リニア開業により期待される効果	132
3 リニア駅前整備	134
<b>第15 検査関係</b>	
1 検 査	135
<b>〈 附 表 〉</b>	
令和6年度 県土整備部関連事業国庫等補助率負担率表	137



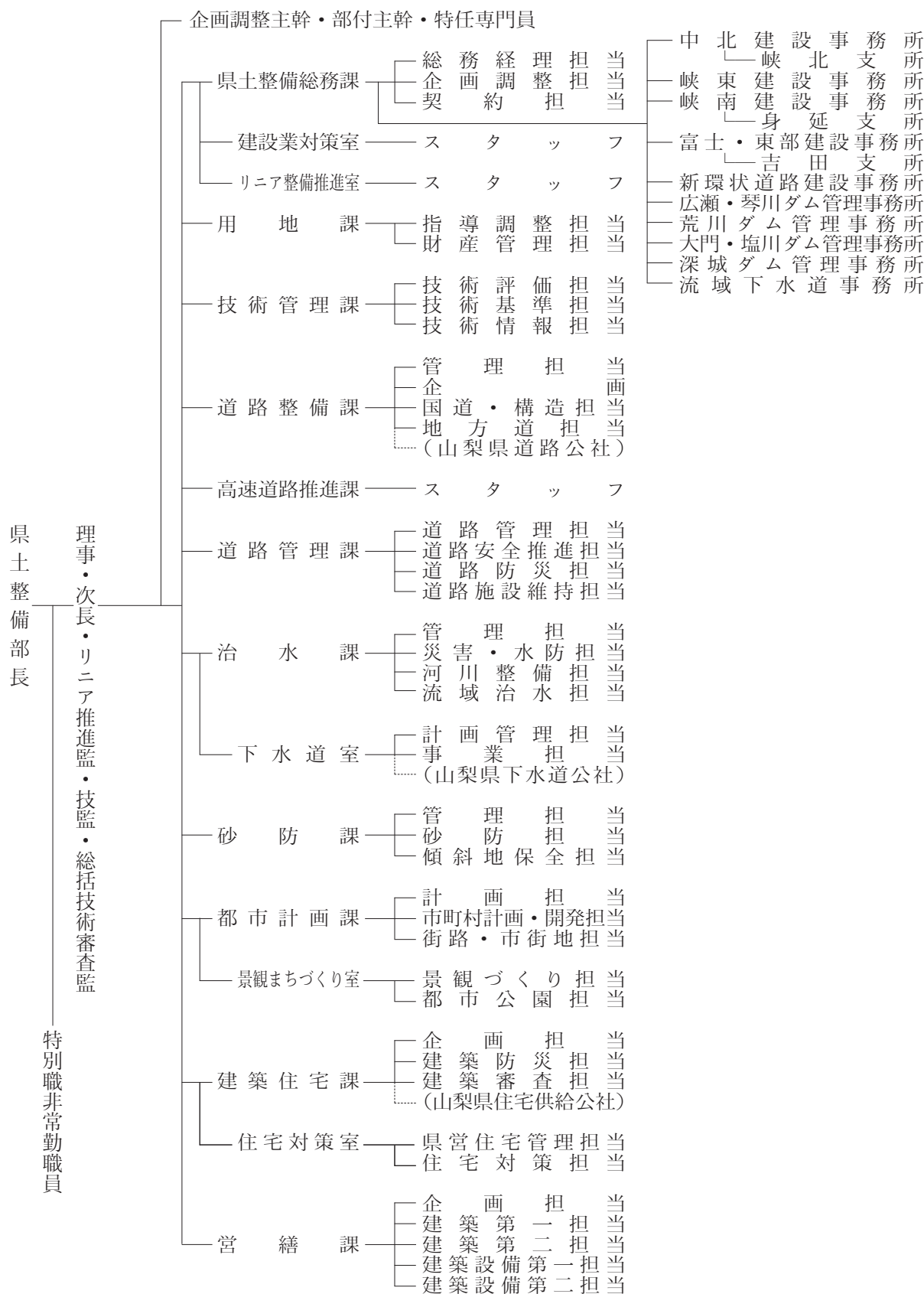


# 第1 県土整備部の組織と職員構成

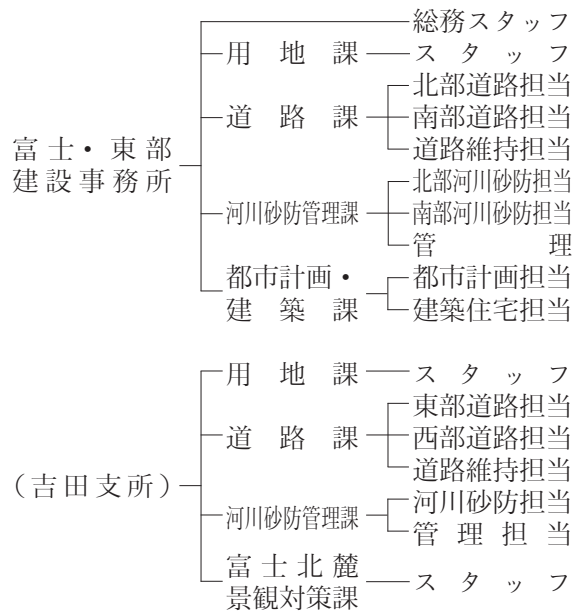
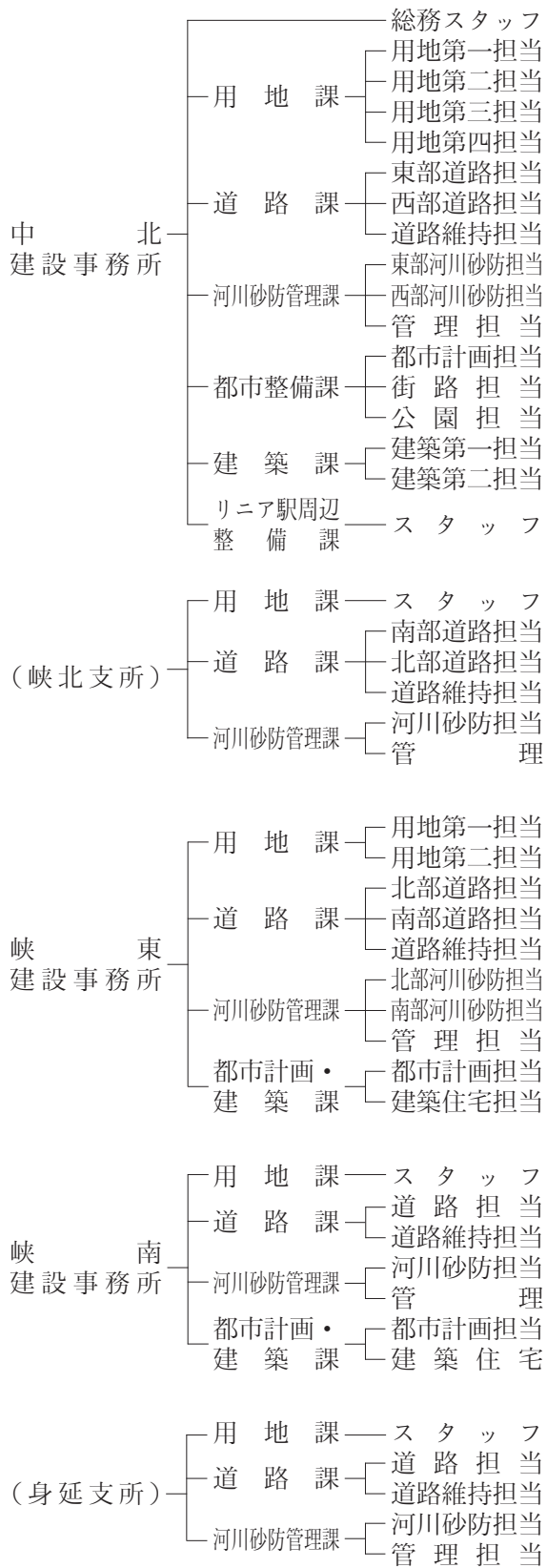


# 第1 県土整備部の組織と職員構成

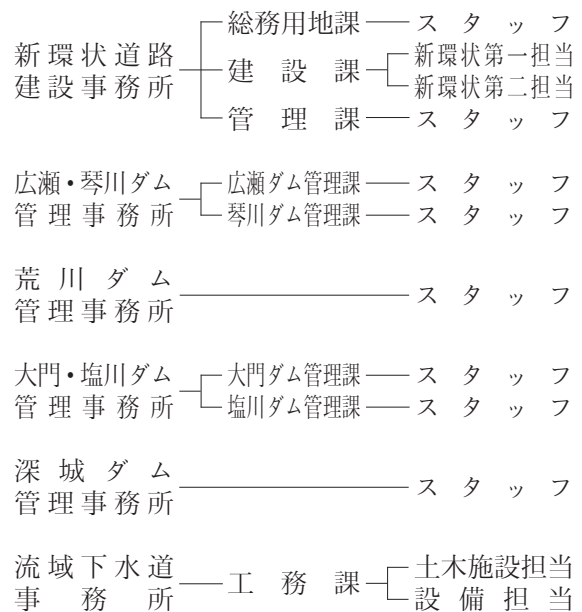
## 1 県土整備部機構図 (R6.4.1現在)



[建設事務所の組織]



[特設事務所の組織]



## 2 県土整備部所属別職員数表

R6.4.1 現在

	所 属	行政職	左の内訳		技術職員の内訳							その他	計	再任用	会計年度	合計	その他併任	
			事務	技術	土木	建築	電気	機械	農業	林業	化学							
本 庁	県土整備部	15	3	12	10	2							2	17		0	17	
	県土整備総務課	22	18	4	4									22		3	25	
	建設業対策室	5	5											5		3	8	
	リニア整備推進室	5	1	4	4									5		1	6	
	用地課	8	8											8		0	8	
	技術管理課	12	2	10	10									12		0	12	
	道路整備課	25	6	19	17		2							25		2	27	
	高速道路推進課	7	1	6	6									7		0	7	
	道路管理課	16	3	13	13									16	1	3	20	
	治水課	18	4	14	14									18		1	19	
	下水道室	13	3	10	9						1			13		0	13	1
	砂防課	12	2	10	10									12		0	12	
	都市計画課	17	2	15	12	3								17		1	18	
	景観まちづくり室	10	2	8	7	1								10		1	11	
	建築住宅課	18	5	13		13								18		6	24	
	住宅対策室	12	5	7		7								12	2	2	16	
	営繕課	26	2	24		21	2	1						26		3	29	
小 計	241	72	169	116	47	4	1	0	0	1	2	243	3	26	272	1		
建 設 事 務 所	中北建設事務所	71	18	53	46	7							71	6	12	89	1	
	峡北支所	26	7	19	19								26		5	31	1	
	峡東建設事務所	45	11	34	30	4							45	3	9	57	1	
	峡南建設事務所	31	7	24	22	2							31	2	7	40		
	身延支所	23	6	17	17								23	1	7	31	1	
	富士・東部建設事務所	39	9	30	24	6							39	2	10	51	1	
	吉田支所	28	7	21	21								28	2	7	37		
	小 計	263	65	198	179	19	0	0	0	0	0	0	263	16	57	336	5	
特 設 事 務 所	新環状道路建設事務所	24	9	15	13		2						24	2	5	31		
	広瀬・琴川ダム管理事務所	9		9	5		4						9		2	11		
	荒川ダム管理事務所	4		4	3		1						4		3	7		
	大門・塩川ダム管理事務所	9		9	5		4						9		2	11		
	深城ダム管理事務所	4		4	2		2						4		1	5		
	流域下水道事務所	12	2	10	7		2	1					12		1	13		
	小 計	62	11	51	35	0	15	1	0	0	0	0	62	2	14	78	0	
合 計	566	148	418	330	66	19	2	0	0	1	2	568	21	97	686	6		

### 3 建設事務所管内図



建設事務所名	所管区域
中北建設事務所	甲府市、南アルプス市、甲斐市、中央市、昭和田
峡北支所	韮崎市、北杜市
峡東建設事務所	山梨市、笛吹市、甲州市
峡南建設事務所	市川三郷町、身延町（旧下部町、旧中富町）、富士川町
身延支所	早川町、身延町（旧身延町）、南部町、南アルプス市の一部
富士・東部建設事務所	都留市、大月市、上野原市、小菅村、丹波山村
吉田支所	富士吉田市、道志村、西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町、身延町（旧下部町）の一部

# 第 2 予 算





# 第2 予 算

## 1 予 算 の 概 要

県では、本県の目指すべき姿「県民一人ひとりが豊かさを実感できるやまなし」を実現するため、新たな県政運営の基本指針となる「山梨県総合計画 2023年策定版」を策定した。

県土整備部においては、総合計画を推進するため、取り組みの第1の柱となる「ふるさと強靱化」として、流域治水対策や土砂災害対策など事前防災対策を加速化させるとともに、道路ネットワークの機能強化、インフラの老朽化対策に取り組み、防災・減災、県土の強靱化を図るための施策を実施していく。

また、第2の柱となる「『開の国』づくり」として、中部横断自動車道や新山梨環状道路等の高規格道路の整備により、海と空に開かれた「開の国」交通ネットワークの充実を図り、産業の活性化や生活の利便性確保を進めるための施策を実施していく。

このうち、公共事業については、将来における本県の社会経済活動の持続的な発展、並びに県民生活の更なる豊かさの実現に貢献する社会資本を整備していくため、「山梨県社会資本整備重点計画（第四次）」を策定している。本計画では、“～活力があり快適で、安全安心なやまなしを未来へつなぐ～”を基本理念として掲げ、これを実現するため、「いかす（活力・快適）」、「まもる（防災・減災）」、「つなぐ（長寿命化・持続可能）」を3つの柱として、取り組みを進めていく。

令和6年度に県土整備部が推進する主な事業としては、国の「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の予算を活用しながら、県内拠点間の連携強化に資する基盤整備を推進するとともに、災害に備えた道路整備や、水害・土砂災害対策、インフラの耐震化や長寿命化に継続して取り組み、災害に強く安全安心な県土づくりを推進していく。

令和6年度県土整備部の一般会計当初予算額は、710億9,093万円で、前年度当初予算が骨格予算のため、新規・施策的事業を計上した前年度6月現計予算額と比較すると、116億3,439万円、14.1%の減となっている。

公共事業費については、県施行の一般公共事業費253億5,163万円、国直轄事業費負担金36億7,206万円、災害復旧事業費21億6,000万円、総額で311億8,369万円となり、前年度6月現計予算額と比較すると30.4%の減となっている。

なお、国は、令和5年度補正予算と令和6年度当初予算を16ヶ月予算として一体的に編成しており、県においても国の経済対策に呼応して12月及び2月補正予算で計上した経済対策分を加えると、526億8,893万円となり、前年度6月現計予算額前年同期比13.6%の減となる。

また、県単独公共事業費については、242億7,043万円で、前年度6月現計予算額と比較すると15.0%の増となっている。

## 2 令和6年度県土整備部当初予算一覧表

### (1) 一般会計

科 目	当 初 予 算
2 総 務 費	208,856
1 総 務 管 理 費	195,619
一 般 管 理 費	3,439
財 産 管 理 費	192,180
2 企 画 費	13,237
企 画 総 務 費	13,237
4 衛 生 費	285,910
2 環 境 衛 生 費	285,910
環 境 衛 生 指 導 費	285,910
8 土 木 費	68,083,213
1 土 木 管 理 費	3,535,028
土 木 総 務 費	3,453,992
建 設 業 指 導 監 督 費	72,703
建 築 指 導 費	8,333
2 道 路 橋 り ょ う 費	33,054,258
道 路 橋 り ょ う 総 務 費	1,070,360
道 路 維 持 費	10,500,473
道 路 橋 り ょ う 建 設 費	15,325,452
道 路 橋 り ょ う 整 備 費	3,557,155
国 直 轄 道 路 事 業 費 負 担 金	2,600,818
3 河 川 砂 防 費	15,933,217
河 川 砂 防 総 務 費	397,905
河 川 改 良 費	1,921,328
障 害 防 止 対 策 事 業 費	348,939
河 川 整 備 費	6,647,465
砂 防 地 す べ り 対 策 費	1,640,496
砂 防 整 備 費	2,829,563
水 防 費	67,797
ダ ム 管 理 費	651,778
ダ ム 建 設 費	123,159
河 川 等 災 害 関 連 費	283,500
国 直 轄 治 水 事 業 費 負 担 金	1,021,287
4 都 市 計 画 費	6,731,572
都 市 計 画 総 務 費	221,370

(単位：千円)

科 目	当 初 予 算
街 路 事 業 費	2,516,970
公 園 費	1,391,484
下 水 道 費	2,601,748
5 住 宅 費	8,829,138
住 宅 総 務 費	8,182,447
住 宅 建 設 費	646,691
11 災 害 復 旧 費	2,512,951
2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	2,512,951
県 単 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	300,000
土 木 施 設 災 害 復 旧 費	2,163,001
国 直 轄 災 害 復 旧 事 業 費 負 担 金	49,950
一 般 会 計 計	71,090,930

## (2) 流域下水道事業会計

(単位：千円)

(収益の収入及び支出)

収 入		支 出	
区 分	金 額	区 分	金 額
(1) 下 水 道 事 業 収 益	8,396,199	(1) 下 水 道 事 業 費 用	8,350,286
1 営 業 収 益	3,765,935	1 営 業 費 用	8,275,135
2 営 業 外 収 益	4,630,260	2 営 業 外 費 用	74,150
3 特 別 利 益	4	3 特 別 損 失	1
		4 予 備 費	1,000
		収 支 差 額	45,913
合 計	8,396,199	合 計	8,396,199

(資本の収入及び支出)

収 入		支 出	
区 分	金 額	区 分	金 額
(1) 資 本 的 収 入	2,567,713	(1) 資 本 的 支 出	3,666,515
1 企 業 債	540,000	1 建 設 改 良 費	2,580,466
2 国 庫 補 助 金	1,370,900	2 企 業 債 償 還 金	1,086,049
3 市 町 村 負 担 金	587,282		
4 他 会 計 補 助 金	69,531		
補 填 財 源	1,098,802		
合 計	3,666,515	合 計	3,666,515

### 3 決算額の推移

区 分	平成 25 年度		平成 26 年度		平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度	
	金 額	指数	金 額	指数	金 額	指数	金 額	指数	金 額	指数	金 額	指数
総 務 費	119,250	100	100,362	87	120,684	104	120,964	105	127,360	110	119,909	104
総務管理費	119,250	100	100,362	87	120,684	104	120,964	105	127,360	110	119,909	104
企 画 費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
衛 生 費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
環 境 衛 生 費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
土 木 費	77,549,170	100	81,561,031	114	67,520,716	94	69,874,152	97	70,024,967	98	76,724,879	107
土木管理費	2,852,838	100	3,026,923	89	3,068,367	91	3,282,358	97	3,211,049	95	3,148,895	93
道 橋 り ょ う 費	47,150,904	100	48,422,877	124	38,485,195	98	38,021,511	97	37,750,857	97	41,191,799	105
河川砂防費	13,726,304	100	11,916,059	87	9,613,912	70	11,441,560	83	10,974,813	80	14,242,842	104
都市計画費	8,609,982	100	9,082,566	95	7,633,450	80	7,748,207	81	8,384,982	87	9,089,885	95
住 宅 費	5,209,142	100	9,112,606	155	8,719,792	148	9,380,516	159	9,703,266	165	9,051,458	154
災 害 復 旧 費	501,745	100	570,312	19	779,970	26	869,787	29	968,026	32	1,923,840	64
そ の 他	370	100	531	492	98	91	660	611	250	231	947	877
県 土 整 備 部 一般会計決算額	78,170,535	100	82,232,236	110	68,421,468	91	70,865,563	95	71,120,603	95	78,769,575	105
流域下水道事業 特別会計決算額	3,916,605	100	6,282,361	129	4,200,055	86	4,021,556	83	4,328,579	89	4,446,191	91
県 土 整 備 部 決算額純計	79,361,735	100	85,589,627	112	70,084,385	92	72,581,026	95	73,068,547	96	80,834,938	106
普通会計決算額	485,845,109	100	471,614,691	102	461,461,367	99	450,013,259	97	446,066,984	96	445,137,451	96
同上に対する 県土整備部決算 額の比率	16.3		18.1		15.2		16.1		16.4		18.2	

(単位：千円)

令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度 (2月現計予算額)		令和6年度 (当初予算額)	
金額	指数	金額	指数	金額	指数	金額	指数	金額	指数	金額	指数
135,808	117	1,410,002	1,220	1,375,176	1,190	382,324	321	455,949	382	208,856	175
135,808	117	1,410,002	1,220	1,269,682	1,098	145,173	122	195,184	164	195,619	164
—	—	—	—	105,494	皆増	237,151	皆増	260,765	皆増	13,237	皆増
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	285,910	皆増
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	285,910	皆増
85,205,099	119	92,901,527	130	88,215,578	123	91,125,874	118	101,705,931	131	68,083,213	88
3,021,739	89	2,886,797	85	2,784,764	82	2,901,088	102	3,025,490	106	3,535,028	124
47,743,284	122	48,571,816	124	41,958,650	107	45,243,254	96	52,628,241	112	33,054,258	70
16,181,827	118	20,904,954	152	22,880,765	167	23,162,491	169	24,913,409	182	15,933,217	116
8,939,842	93	11,358,633	118	11,157,269	116	9,877,820	115	10,376,545	121	6,731,572	78
9,318,407	158	9,179,327	156	9,434,130	160	9,941,221	191	10,762,246	207	8,829,138	169
4,181,683	139	3,868,033	129	892,474	30	863,605	172	1,015,634	202	2,512,951	501
2,846	2,635	663	614	389	360	1,066	288	—	—	—	—
89,525,436	120	98,180,225	131	90,483,617	121	92,372,869	118	103,177,514	132	71,090,930	91
4,802,435	99	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
92,042,115	121	98,180,225	129	90,483,617	119	92,372,869	116	103,177,514	130	71,090,930	90
451,981,211	97	566,717,376	122	571,833,529	123	583,045,839	120	584,765,255	120	511,803,096	105
20.4		17.3		15.8		15.8		17.6		13.9	

※ 指数：平成25年を100とする。  
 ※ 流域下水道事業会計については、令和2年度より公営企業会計に移行。

## (1) 決算額財源内訳の推移

区 分	平成 25 年度		平成 26 年度		平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比
負 担 金	2,363,214	3.0	2,511,221	3.0	2,816,471	4.0	2,899,965	4.0	2,934,019	4.0	3,014,492	3.7
使 用 料	654,699	0.8	703,896	0.8	710,870	1.0	685,374	0.9	674,157	0.9	684,087	0.8
手 数 料	108,515	0.1	108,624	0.1	127,416	0.2	123,967	0.2	130,335	0.2	113,268	0.1
国庫補助金	26,561,489	33.4	25,965,840	31.0	17,984,110	25.7	20,244,818	27.9	18,186,514	24.9	21,320,885	26.4
国庫委託金	2,632	0.0	1,453	0.0	1,446	0.0	1,299	0.0	1,227	0.0	1,195	0.0
財 産 収 入	19,761	0.0	30,707	0.0	32,720	0.0	33,093	0.0	25,111	0.0	29,558	0.0
寄 附 金	57,060	0.1	71,292	0.1	50,525	0.1	35,133	0.0	42,026	0.1	46,984	0.1
繰 越 金	2,947,776	3.8	3,949,949	4.8	2,724,357	3.9	1,791,085	2.5	2,799,899	3.8	3,369,969	4.2
繰 入 金	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
諸 収 入	3,796,888	4.8	8,743,996	10.4	8,949,278	12.8	7,866,963	10.8	8,375,781	11.5	8,881,703	11.0
県 債	27,288,000	34.4	27,353,000	32.7	23,169,000	33.1	27,558,000	38.0	28,985,000	39.7	29,174,000	36.1
県 費	15,561,701	19.6	14,302,894	17.1	13,518,095	19.3	11,341,329	15.6	10,914,478	14.9	14,198,797	17.6
合 計	79,361,735	100.0	83,742,872	100.0	70,084,288	100.0	72,581,026	100.0	73,068,547	100.0	80,834,938	100.0

(単位：千円)

令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度 (2月現計予算額)		令和6年度 (当初予算額)	
金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
3,034,896	3.3	594,721	0.6	367,557	0.4	392,450	0.4	683,647	0.6	745,883	1.1
673,615	0.7	715,581	0.7	763,529	0.8	750,425	0.8	1,107,115	1.1	1,126,075	1.6
113,267	0.1	123,978	0.1	132,114	0.1	116,135	0.1	124,925	0.1	114,933	0.2
24,848,191	27.0	29,655,322	30.2	26,631,547	29.4	27,081,060	29.3	31,024,165	30.1	13,738,366	19.3
1,209	0.0	1,203	0	18,878	0.0	1,204	0.0	1,275	0.0	1,275	0.0
23,215	0.0	26,530	0	59,118	0.1	77,824	0.1	73,047	0.1	78,120	0.1
78,862	0.1	57,932	0.1	31,900	0.0	40,207	0.1	45,132	0.0	65,986	0.1
3,201,154	3.5	2,309,274	2.4	3,499,831	3.9	5,075,432	5.5	0	0.0	0	0.0
0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1,500,000	2.1
8,840,588	9.6	9,804,113	10	9,554,384	10.6	9,362,182	10.1	9,145,320	8.9	8,700,593	12.2
38,109,000	41.4	39,105,000	39.8	32,543,000	36.0	34,727,000	37.6	43,661,000	42.3	32,138,000	45.2
13,118,118	14.3	15,786,571	16.1	16,881,759	18.7	14,748,950	16.0	17,311,888	16.8	12,881,699	18.1
92,042,115	100.0	98,180,225	100.0	90,483,617	100.0	92,372,869	100.0	103,177,514	100.0	71,090,930	100.0

#### 4 公共事業予算額の推移

区 分	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
道 橋 路 費 りょう	30,470,142	19,742,928	22,465,414	19,871,512	23,940,774	26,254,924
河 川 費	2,933,293	2,211,642	2,133,254	3,225,381	4,031,402	4,581,218
砂 防 費	4,796,623	3,816,387	3,942,420	4,278,433	7,215,931	4,399,305
ダム建設費	193,200	110,392	176,050	191,536	131,434	371,093
街 路 費	2,683,947	2,242,003	1,867,525	3,387,000	3,630,798	3,561,573
公 園 費	1,726,066	584,872	697,182	576,911	898,940	823,470
下 水 道 費	1,592,700	1,247,008	908,964	1,695,719	1,381,642	1,518,247
住 宅 費	1,133,753	375,797	1,247,058	1,187,101	877,052	787,543
小 計	45,529,724	30,331,029	33,437,867	34,413,593	42,107,973	42,297,373
国 直 轄 事業費負担金	6,804,196	8,323,386	9,386,483	9,293,386	10,256,549	10,675,195
小 計	6,804,196	8,323,386	9,386,483	9,293,386	10,256,549	10,675,195
災 害 復 旧 費	388,711	310,228	924,550	414,206	1,396,822	1,414,984
国直轄災害復旧 事業費負担金	0	0	0	0	18,315	8,308
小 計	388,711	310,228	924,550	414,206	1,415,137	1,423,292
合 計	52,722,631	38,964,643	43,748,900	44,121,185	53,779,659	54,395,860



(単位：千円)

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (当初予算額)
30,952,708	31,779,553	31,786,684	26,775,538	36,057,698	15,325,452
6,530,351	6,761,559	5,547,536	5,905,373	6,000,688	2,048,845
5,555,215	7,756,045	6,355,835	7,820,833	7,336,082	1,923,996
446,139	1,236,102	1,070,860	1,072,148	991,210	123,159
4,403,735	4,035,450	5,049,450	4,741,800	4,353,725	1,995,593
1,859,262	1,884,753	1,956,682	2,375,273	2,010,530	802,547
1,664,755	1,979,276	2,074,006	2,280,700	2,545,000	2,485,350
1,001,005	987,884	1,712,117	1,417,232	2,200,512	646,691
52,413,170	56,420,622	55,553,170	52,388,897	61,495,445	25,351,633
12,853,516	9,043,976	4,665,866	3,579,269	4,059,405	3,622,105
12,853,516	9,043,976	4,665,866	3,579,269	4,059,405	3,622,105
4,564,733	795,998	819,523	1,043,127	686,591	2,160,001
1,007,155	534,445	1	0	0	49,950
5,571,888	1,330,443	819,524	1,043,127	686,591	2,209,951
<b>70,838,574</b>	<b>66,795,041</b>	<b>61,038,560</b>	<b>57,011,293</b>	<b>66,241,441</b>	<b>31,183,689</b>

## 5 県単独事業予算額の推移

区 分		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
土木管理費	市町村合併促進費					
	生活関連土木施設整備事業費	230,430	201,254	183,124	172,104	162,624
	計	230,430	201,254	183,124	172,104	162,624
道路橋りょう費	高速道路促進調査費	10,000	10,000	5,000	5,000	5,000
	道路交通情勢調査費			11,618		
	道路維持修繕費	3,787,200	3,602,261	4,684,099	4,641,799	7,007,423
	道路改良費	1,237,470	2,259,098	2,193,003	2,086,934	1,923,186
	交通対策道路事業費	510,060	565,397	561,372	530,873	499,254
	地域振興道路整備事業費	469,961				
	その他	9,000	18,000	2,781	7,781	9,000
計	6,023,691	6,454,756	7,457,873	7,272,387	9,443,863	
河川費	河川調査費	20,000	10,000	10,000	10,000	20,000
	河川改良費	595,350	543,942	556,705	525,802	496,564
	河川維持修繕費	386,400	450,000	540,000	460,000	1,180,000
	計	1,001,750	1,003,942	1,106,705	995,802	1,696,564
砂防費	砂防調査費	38,000	38,000	12,000	6,000	28,000
	砂防事業費	206,812	165,265	172,435	151,776	153,492
	急傾斜地崩壊対策事業費	53,536	53,760	103,855	53,760	47,040
	砂防維持修繕費	113,002	113,002	113,002	113,002	113,002
	その他	45,920	38,080	34,105	33,600	33,600
	計	457,270	408,107	435,397	358,138	375,134
都市計画費	計画調査費	14,142	12,498	6,077	16,216	51,847
	街路整備費	109,780	316,516	368,747	405,246	309,227
	地域振興街路整備事業費	253,140				
	土地区画整理事業補助金	268,444	216,247	264,554	423,589	478,859
	その他	53,018	263,085	96,673	126,722	75,196
計	698,524	808,346	736,051	971,773	915,129	
下水道費	富士北麓流域下水道事業費	5,208	18,178	3,090	3,090	25,405
	峡東流域下水道事業費	3,090	3,090	3,090	3,090	18,849
	釜無川流域下水道事業費	3,090	26,191	3,090	3,090	21,630
	桂川流域下水道事業費	3,090	16,526	74,669	41,504	33,853
	計	14,478	63,985	83,939	50,774	99,737
住宅費	県営住宅建設費		60,528	172,700	13,355	8,617
	計		60,528	172,700	13,355	8,617
災害	県単土木施設災害復旧費	200,000	476,750	200,000	200,000	644,179
	計	200,000	476,750	200,000	200,000	644,179
合 計		8,626,143	9,477,668	10,375,789	10,034,333	13,345,847

(単位：千円)

平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度 (当初予算額)
128,087	164,945	179,070	203,070	192,610	228,764	840,748
128,087	164,945	179,070	203,070	192,610	228,764	840,748
5,000	5,000		5,000			
		12,978				
4,150,599	5,176,067	4,576,996	5,298,843	7,161,470	8,969,355	9,909,495
2,074,472	2,207,077	2,393,213	1,931,290	2,825,390	2,825,649	3,009,497
478,623	475,553	508,358	419,434	389,363	394,422	542,925
11,000	9,000	9,000	9,000	14,000	14,000	14,000
6,719,694	7,872,697	7,500,545	7,663,567	10,390,223	12,203,426	13,475,917
20,000	20,000	20,000	30,000	30,000	30,000	30,000
469,453	976,813	2,161,600	2,298,570	2,528,677	3,392,188	4,088,990
710,000	710,000	721,150	2,570,650	2,511,395	2,065,345	2,558,475
1,199,453	1,706,813	2,902,750	4,899,220	5,070,072	5,487,533	6,677,465
16,000	8,000	34,000	52,000	56,000	56,000	56,000
122,538	874,816	1,319,696	1,800,148	1,683,114	1,789,072	1,924,823
89,600	247,620	297,920	385,128	119,189	487,034	590,812
193,002	193,002	167,470	270,220	256,388	215,288	215,288
20,160	40,320	28,806	23,728	47,265	47,265	98,640
441,300	1,363,758	1,847,892	2,531,224	2,161,956	2,594,659	2,885,563
21,548	21,713	8,342	7,848	40,082	65,495	48,081
254,659	284,027	266,468	280,062	465,846	454,816	475,741
685,404	270,309	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000
58,041	58,873	61,650	81,172	87,788	287,452	215,927
1,019,652	634,922	351,460	384,082	608,716	822,763	754,749
3,090	3,090	40,170	4,120	3,605	5,603	30,781
3,090	4,017	3,233	8,923	33,768	3,605	4,982
3,090	10,558	3,237	10,642	7,500	33,962	17,348
66,686	57,390	44,290	45,367	11,436	35,450	29,252
75,956	75,055	90,930	69,052	56,309	78,620	82,363
2,142	59	17,042	7,789	3,279	28,951	3,060
2,142	59	17,042	7,789	3,279	28,951	3,060
896,068	1,183,066	200,000	279,900	362,751	328,405	300,000
896,068	1,183,066	200,000	279,900	362,751	328,405	300,000
<b>10,482,352</b>	<b>13,001,315</b>	<b>13,089,689</b>	<b>16,037,904</b>	<b>18,845,916</b>	<b>21,773,121</b>	<b>25,019,865</b>



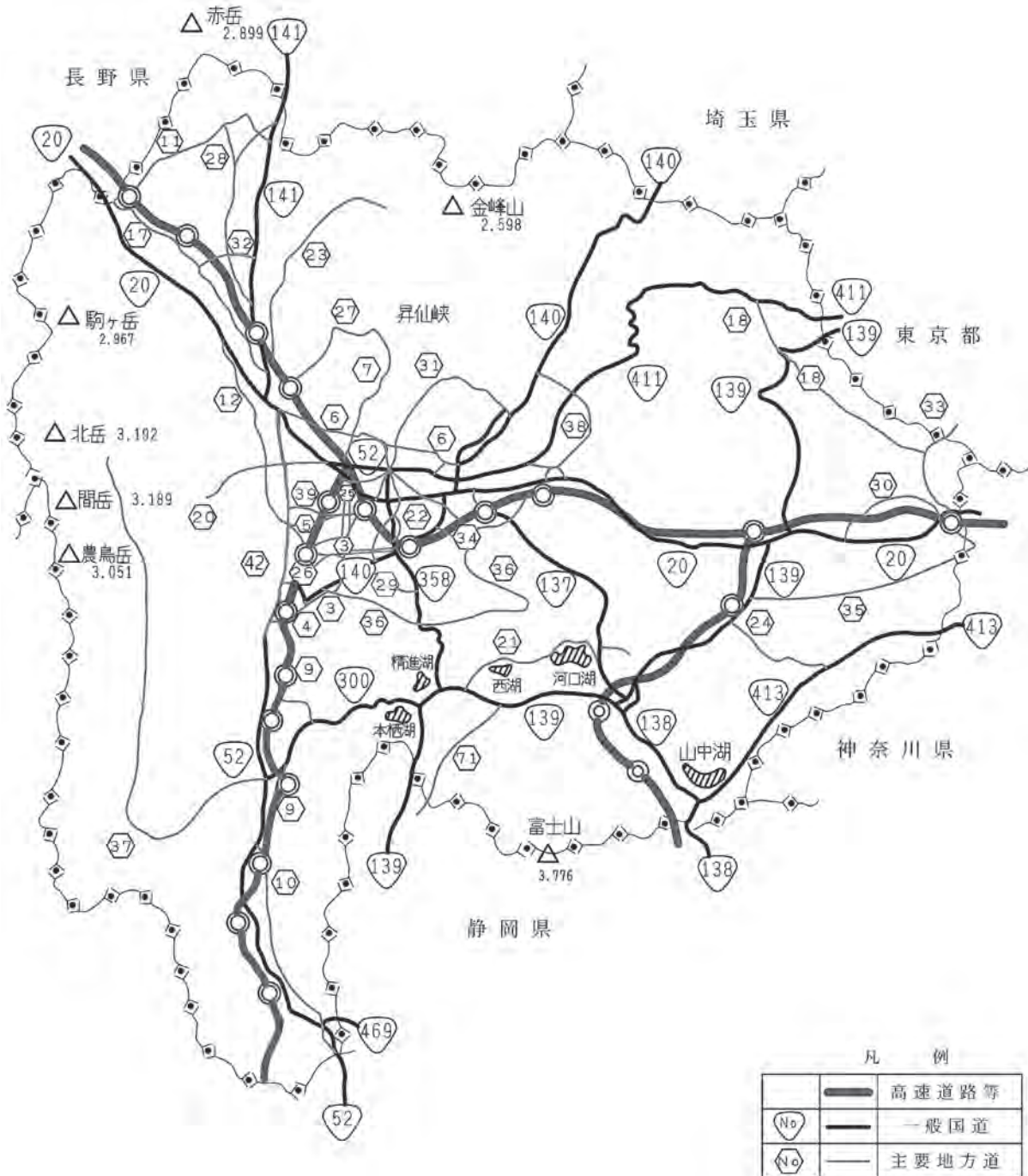
# 第 3 道 第 3 路



富士橋



# 幹線道路網図



(令和6年3月31日現在)

路線番号	路線名	路線番号	路線名	路線番号	路線名	路線番号	路線名
3	甲府市川三郷線	17	茅野北杜韭崎線	27	韭崎昇仙峡線	36	笛吹市川三郷線
4	市川三郷富士川線	18	上野原丹波山線	28	北杜八ヶ岳公園線	37	南アルプス公園線
5	甲府南アルプス線	20	甲斐早川線	29	甲府中央右左口線	38	塩山勝沼線
6	甲府韭崎線	21	河口湖精進線	30	大月上野原線	39	今諏訪北村線
7	甲府昇仙峡線	22	甲府笛吹線	31	甲府山梨線	40	都留インター線
9	市川三郷身延線	23	韭崎増富線	32	長坂高根線	41	須玉インター線
10	富士川身延線	24	都留道志線	33	上野原あきる野線	42	韭崎南アルプス富士川線
11	北杜富士見線	25	甲斐中央線	34	白井甲州線	43	六郷インター線
12	韭崎南アルプス中央線	26	富士川南アルプス線	35	四日市場上野原線	71	富士宮鳴沢線

# 第3 道 路

## 1 道路の現況

本県の道路網は、中央自動車道 123.1 キロメートル（西宮線 100.3 キロメートル、富士吉田線 44.6 キロメートル・重複区間 21.8 キロメートル）、中部横断自動車道 62.9 キロメートルの高速自動車国道及び一般国道 12 路線 584.1 キロメートル（R6.4.1 現在）を幹線として、主要地方道 36 路線、一般県道 136 路線及び市町村道 26,492 路線で構成され、その全道路延長は、11,217.7 キロメートル（R6.4.1 現在）である。

本県は、大きく県都甲府市を中心とした国中地方、富士吉田市、大月市を中心とした富士北麓・東部地方の 2 つの地方生活圏にわけられる。この 2 生活圏は、中央自動車道、国道 20 号、国道 137 号等によって結ばれ、さらに中部横断自動車道、国道 52 号、国道 139 号等を加えて首都圏、近畿圏、中部圏の三大都市圏や東海地域等と結ばれている。本県の産業、経済等はこれらの主要幹線を軸とし、県内各地を有機的に連絡する道路網によって支えられ、発展してきている。

### (1) 道路の現況

令和 6 年 4 月 1 日現在

道路種別		路線数	実延長	種 類 別 内 訳				
				一般部	橋 梁		トンネル	
				延長km	箇所数	延長km	箇所数	延長km
国 道	指定区間	4	240.3	217.0	297	16.3	12	7.0
	指定区間外	9	343.8	290.1	466	20.8	53	32.9
	計	12	584.1	507.1	763	37.1	65	39.9
県 道	主要地方道	36	650.9	604.7	785	31.4	63	14.8
	一般県道	136	846.2	819.3	709	19.1	26	7.8
	計	172	1,497.2	1,424.0	1,494	50.5	89	22.6
国 県 道 計		(181) 184	(1,841.0) 2,081.3	(1,714.1) 1,931.1	(1,960) 2,257	(71.4) 87.7	(142) 154	(55.5) 62.5
市 町 村 道		26,492	9,136.4	9,056.2	5,751	74.3	36	5.9
合 計		26,676	11,217.7	10,987.3	8,008	162.0	190	68.4
高速自動車国道		3	186.0	○（ ）内は県管理区間分を内書きとする。 ○有料道路・自転車道を含む。 ○橋梁は延長 2 m 以上のものである。 ○国道 139 号には、指定区間と指定区間外がある。				
東富士五湖道路		1	13.8					



## (2) 橋梁の現況

令和5年3月31日現在（単位：m）

区 分 道路種別		15m以上～30m未満		30m以上～100m未満		100 m以上		合 計	
		箇所数	延 長	箇所数	延 長	箇所数	延 長	箇所数	延 長
一般国道	指定区間	75	1,568	85	4,542	43	10,359	203	16,469
	指定区間外	86	1,778	184	9,975	45	8,118	315	19,871
	計	161	3,346	269	14,517	88	18,477	518	36,340
県 道	主要地方道	144	2,953	185	9,698	93	16,211	422	28,862
	一般県道	149	3,091	108	5,694	39	7,774	296	16,559
	計	293	6,044	293	15,392	132	23,985	718	45,421
合 計		454	9,390	562	29,909	220	42,462	1,236	81,761
市 町 村 道		778	15,494	496	24,505	60	8,888	1,334	48,887

「橋梁」は、橋長15メートル以上の道路橋を調査の対象としている。なお、高架の道路橋および栈道橋を含む。一般国道指定区間は、東富士五湖道路を除く。

## (3) トンネルの現況

令和5年3月31日現在（単位：m）

区 分 道路種別		50m未満		50m～ 100m未満		100m～ 500m未満		500m～ 1000m未満		1000m以上		合 計	
		箇所数	延 長	箇所数	延 長	箇所数	延 長	箇所数	延 長	箇所数	延 長	箇所数	延 長
一般 国道	指定区間	1	48	1	50	7	2,652	2	1,291	1	2,953	12	6,994
	指定区間外	1	41	9	601	27	5,829	8	5,505	8	20,900	53	32,876
	計	2	89	10	651	34	8,481	10	6,796	9	23,853	65	39,870
県 道	主要地方道	12	305	10	625	32	7,474	8	5,368	1	1,039	63	14,811
	一般県道	4	120	2	131	18	4,199	1	757	1	2,615	26	7,822
	計	16	425	12	756	50	11,673	9	6,125	2	3,654	89	22,633
合 計		18	514	22	1,407	84	20,154	19	12,921	11	27,507	154	62,503
市町村道		9	325	7	500	18	3,889	2	1,177	0	0	36	5,841

## 2 主要道路

### (1) 高速自動車国道

県内の高速自動車国道は、中央自動車道富士吉田線、中央自動車道西宮線の2路線、実延長123.1キロメートル及び、中部横断自動車道の1路線、実延長62.9キロメートルが供用されている。  
令和6年4月1日現在

路線名		起点	終点	延長	山梨県分
中央自動車道	富士吉田線	東京都	富士吉田市	93.9 km	44.6 km
	西宮線		西宮市	465 km (大月JCT以西)	78.5 km (大月JCT以西)
中部横断自動車道		静岡市	佐久市	132 km	75 km

### (中部横断自動車道)

静岡市～甲斐市間については、平成14年3月に白根IC～双葉JCT間、平成16年3月に南アルプスIC～白根IC間、平成18年12月に増穂IC～南アルプスIC間、平成29年3月に六郷IC～増穂IC間、平成31年3月に新清水JCT～富沢IC間及び下部温泉早川IC～六郷IC間、令和元年11月に富沢IC～南部IC間、令和3年8月に南部IC～下部温泉早川IC間が供用し、静岡～山梨間が全線開通した。

基本計画区間の北杜市～佐久穂町間については、山梨・長野の両県で、国の協力を得ながら、事業化に向けた環境アセスメント及び都市計画決定の進められている。

### (中央自動車道)

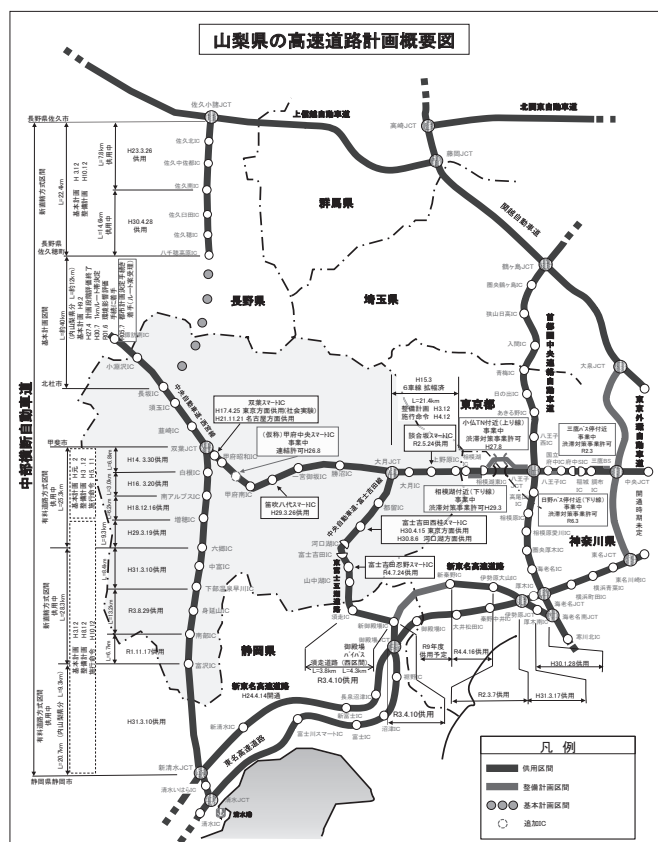
中央自動車道の渋滞対策事業については、平成13年3月に談合坂SA～上野原IC間が、平成15年3月に大月JCT～談合坂SA間が供用開始し、大月JCT～上野原IC間の6車線化拡幅事業が完成したが、上野原以東において休日を中心に著しい渋滞が発生しているため、上り線の小仏トンネル付近、三鷹バス停付近及び下り線の相模湖付近、日野バス停付近において付加車線の整備が進められている。また、更なる渋滞対策の検討を国及び関係機関に要望している。

既存の高速道路を有効活用し、地域経済の活性化等を推進するためのSICの整備については、双葉SICや笛吹八代SIC、富士吉田西桂SIC、談合坂SIC、富士吉田忍野SICが開通し、甲府中央SIC(仮称)については、連結許可を得て事業を進めている。

### (2) 一般国道

県内の一般国道は12路線584.1キロメートルであり、このうち20号、52号、138号及び139号(一部)の路線実延長240.3キロメートルを国が管理している。

国道140号の埼玉県との県境部については、交通不能区間となっていたが、平成10年4月23日に開通し、山梨県道路公社が有料道路として管理している。



路線名	起 点	終 点	総延長 km	県内分 km	主な経過地
20号	東京都中央区	長野県塩尻市	230.4	101.8	八王子市、相模原市、甲府市
52号	静岡県静岡市	甲 府 市	96.2	76.7	身延町、韮崎市
137号	富士吉田市	笛 吹 市	35.6	(34.2)	富士河口湖町、笛吹市
138号	富士吉田市	神奈川県小田原市	73.3	28.1	山中湖村、御殿場市、箱根町
139号	静岡県富士市	東京都奥多摩町	133.2	(36.3) 90.0	富士宮市、富士河口湖町、富士吉田市、大月市
140号	埼玉県熊谷市	富 士 川 町	223.5	(83.6)	甲府市、山梨市、秩父市
141号	韮 崎 市	長野県上田市	122.8	(33.5)	小海町、佐久市、小諸市
300号	富士吉田市	身 延 町	25.0	(25.0)	富士河口湖町
358号	富士河口湖町	甲 府 市	28.0	(28.0)	
411号	東京都八王子市	甲 府 市	121.8	(67.8)	青梅市、甲州市、笛吹市
413号	富士吉田市	神奈川県厚木市	63.3	(32.7)	山中湖村、相模原市
469号	静岡県御殿場市	南 部 町	58.4	(2.6)	

資料：道路統計年報 2022（令和3年3月31日現在）

※（ ）内は山梨県知事及び山梨県道路公社管理分

なお、国道138号については、その交通混雑の緩和と、東海・中央両高速自動車国道を連結する道路として、一般有料道路（東富士五湖道路）が昭和57年度から着手され、平成元年3月29日に富士吉田～須走IC間18.0kmが暫定2車線で供用されている。

路 線 名	起 点	終 点	実延長 km	県内分 km	経 過 地
東富士五湖道路 (国道138号バイパス)	山 梨 県 富士吉田市	静 岡 県 小 山 町	18.0	13.8	富士吉田市 山 中 湖 村

### 3 道路整備状況

(1) 道路の整備は、現在令和3年度からの国の第5次社会資本重点整備計画により進めているが、国土交通大臣の管理区間（指定区間）の国道では全延長にわたり改良、舗装済となっている。

令和5年3月31日現在

道路種別		路線数	実延長 (km)	改良済			未改良			
				延長 (km)	率	全国 平均率	延長 (km)	率	全国 平均率	う 自 交 通 不 延 長
一般 国道	指定区間 (国土交通大臣管理)	4	240.3	240.3	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	指定区間外 (知事管理)	9	343.8	316.9	92.2	88.0	26.9	7.8	12.0	5.9
	計	12	584.1	557.2	95.4	93.1	26.9	4.6	6.9	5.9
県 道	主要地方道	36	650.9	590.6	90.7	79.9	60.3	9.3	20.1	0.0
	一般県道	136	846.2	568.3	67.1	63.8	277.9	32.9	36.2	33.4
	計	172	1,497.2	1,158.8	77.4	71.0	338.4	22.6	29.0	33.4
国 県 道 計		184	2,081.3	1,716.0	82.4	77.7	365.3	17.6	22.3	39.3
市 町 村 道		26,492	9,136.4	5,796.3	63.4	59.9	3,340.1	36.6	40.1	1,546.6
合 計		26,676	11,217.7	7,512.3	67.0	62.6	3,705.4	33.0	37.4	1,585.9

- ※ 改良済は車道幅員5.5m未満の改良を含む。
- ※ 自動車交通不能延長は自転車道を除く。
- ※ 国道139号には指定区間と指定区間外がある。
- ※ 全国平均率は「道路統計年報2022(令和3年3月31日現在)」による。

令和5年3月31日現在

道路種別		舗 装 道			砂 利 道		橋 梁				
		延長 (km)	率	全国 平均率	延長 (km)	率	橋 数	永 久 橋		木 橋	
								橋 数	率	橋数	率
一般 国道	指定区間 (国土交通大臣管理)	240.3	100.0	100.0	0.0	0.0	203	203	100	0	0
	指定区間外 (知事管理)	343.8	100.0	99.1	0.0	0.0	315	315	100	0	0
	計	584.1	100.0	99.5	0.0	0.0	518	518	100	0	0
県 道	主要地方道	650.9	100.0	98.3	0.0	0.0	422	422	100	0	0
	一般県道	781.4	92.4	95.8	64.9	7.6	296	296	100	0	0
	計	1,432.3	95.7	96.9	64.9	4.3	718	718	100	0	0
国 県 道 計		2,016.4	96.9	97.7	64.9	3.1	1,236	1,236	100	0	0
市 町 村 道		7,743.7	84.7	79.9	1,392.7	15.2	1,334	1,315	98.2	19	1.8
合 計		9,760.1	87.0	82.6	1,457.6	13.0	2,570	2,551	99.3	19	0.7

- ※ 橋梁数は橋長15m以上のもの。全国平均率は「道路統計年報2022(令和3年3月31日現在)」による。
- ※ 舗装道は簡易舗装を含む。

## (2) 国、県道の改良、舗装年次推移（指定区間を含む）

(単位：km・%)

年度	実延長	改 良				舗 装			
		改 良 済	未 改 良	改 良 率	全国平均 改 良 率	舗 装 済	未舗装道	舗 装 率	全国平均 舗 装 率
22	2,104.1	1,718.2	385.9	81.7	75.3	2,029.6	74.5	96.5	97.4
23	2,109.4	1,728.7	380.7	82.0	75.6	2,034.9	74.5	96.5	97.4
24	2,111.7	1,738.3	373.4	82.3	75.9	2,045.8	65.9	96.9	97.4
25	2,101.1	1,742.3	358.8	82.9	76.2	2,035.2	65.9	96.9	97.5
26	2,099.7	1,751.8	347.9	83.4	76.5	2,034.8	64.8	96.9	97.5
27	2,088.2	1,749.1	339.1	83.8	76.7	2,023.4	64.8	96.9	97.6
28	2,088.9	1,759.5	329.4	84.2	76.9	2,024.1	64.8	96.9	97.6
29	2,083.7	1,760.0	323.7	84.5	77.1	2,018.9	64.8	96.9	97.6
30	2,087.9	1,767.7	320.2	84.7	77.2	2,023.1	64.8	96.9	97.6
31	2,088.4	1,773.8	314.6	84.9	77.4	2,023.6	64.8	96.9	97.7
2	2,089.3	1,775.6	313.7	85.0	77.6	2,024.5	64.8	96.9	97.7
3	2,089.8	1,776.1	313.7	85.0	77.7	2,025.0	64.8	96.9	97.7

※ 各年度共4月1日現在

## (3) 市町村道の改良、舗装年次推移

(単位：km・%)

年度	実延長	改 良				舗 装			
		改 良 済	未 改 良	改 良 率	全国平均 改 良 率	舗 装 済	未舗装道	舗 装 率	全国平均 舗 装 率
22	8,921.8	5,017.6	3,904.2	56.2	56.8	7,265.6	1,656.2	81.4	77.2
23	8,958.8	5,275.9	3,682.9	58.9	57.1	7,426.1	1,532.7	82.9	77.5
24	8,978.4	5,313.6	3,664.8	59.2	57.5	7,453.7	1,524.7	83.0	80.8
25	9,007.6	5,431.5	3,576.1	60.3	57.9	7,493.3	1,514.3	83.2	78.1
26	9,028.8	5,469.5	3,559.3	60.6	58.2	7,536.3	1,492.5	83.5	78.4
27	9,034.8	5,503.4	3,531.4	60.9	58.6	7,557.2	1,477.6	83.6	78.7
28	9,032.0	5,590.2	3,441.8	61.9	58.8	7,591.2	1,440.8	84.0	79.1
29	9,060.5	5,621.1	3,439.4	62.0	59.1	7,638.0	1,422.5	84.3	79.2
30	9,061.7	5,688.1	3,410.3	62.4	59.3	7,638.0	1,423.7	84.3	79.5
31	9,086.4	5,688.1	3,398.3	62.6	59.5	7,669.3	1,417.1	84.4	79.6
2	9,092.3	5,704.8	3,387.5	62.7	59.7	7,681.3	1,411.0	84.5	79.8
3	9,092.3	5,704.8	3,387.5	62.7	59.9	7,681.3	1,411.0	84.5	79.9

※ 各年度共4月1日現在

#### 4 道路事業費の推移

(単位：百万円)

事業別		年度	30	31	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年 (当初)
公	国 道	道路改築	3,403	6,476	8,964	8,865	6,757	9,012	4,252
		特殊改良	—	—	—	—	—	—	—
		災害防除	—	—	—	—	—	—	—
		舗装補修	—	—	—	—	—	—	—
		橋りょう補修	—	—	1,110	2,028	1,960	2,936	720
		沿道環境改善	—	—	—	—	—	—	—
		電線共同溝	—	—	—	—	—	—	—
		計	3,403	6,476	10,074	10,893	8,717	11,948	4,972
	地 方 道	道路改築	—	1,134	1,849	2,611	2,127	2,921	1,050
		住宅市街地 基盤整備	—	—	—	—	—	—	—
		災害防除	—	—	—	—	—	—	—
		舗装補修	—	—	—	—	—	—	—
		橋りょう補修	—	—	2,662	4,265	4,709	5,392	1,270
		防衛施設 周辺道路整備	—	—	—	—	—	—	—
沿道環境改善		—	—	—	—	—	—	—	
電線共同溝		—	—	—	—	—	—	—	
計	—	1,134	4,511	6,876	6,836	8,313	2,320		
共	交通安全	—	—	—	—	—	—	—	
	㊦ 過疎代行	—	—	—	—	—	—	—	
	㊦ 山村代行	—	—	—	—	—	—	—	
	緊急道路整備	20,783	22,415	16,236	13,894	11,048	15,609	7,805	
	㊦ 緊急道路整備代行	—	—	—	—	—	—	—	
	地域自立活性化	—	—	—	—	—	—	—	
	調査	—	—	—	—	—	—	—	
	指導監督	—	—	—	—	—	—	—	
	広域連携	2,067	925	166	122	172	186	226	
	公共計	26,253	30,950	30,987	31,785	26,773	36,056	15,323	

※ H16 より緊急道路整備代行を新設

※ H19 より地域自立活性化を新設

事業別		年度		30	31	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年 (当初)
県	道路改築	2,074	2,207	2,393	1,931	1,797	1,798	1,983		
	リニア受託	229	445	561	561	1,055	349	349		
	ⓧ道路改築受託	—								
	ⓧ高速道路促進対策 関連	—								
	地域振興道路整備	—	—	—	—	—	—	—		
	ⓧ地域振興市町村道 県代	—	—	—	—	—	—	—		
	交通対策道路	479	476	508	419	389	394	543		
	富士山登山道 安全対策	4	4	4	4	4	4	5		
	ⓧ震災対策道路 橋梁整備	—	—	—	—	—	—	—		
	ⓧくらしの道整備	—	—	—	—	—	—	—		
	ⓧやさしい道づくり	—	—	—	—	—	—	—		
	ⓧ歴史の道整備	—	—	—	—	—	—	—		
	ⓧボトルネック解消 市町村道県代	—	—	—	—	—	—	—		
	ⓧ広域連携市町村道 重点箇所県代	—	—	—	—	—	—	—		
	ⓧ道路維持補修	—	—	—	—	—	—	—		
	道路修繕	4,151	5,176	4,577	5,299	7,162	8,969	9,909		
	舗装道原因者復旧	241	127	136	140	117	117	108		
	道路環境整備	442	490	462	456	466	460	461		
	道路整備受託	20	5	5	5	5	5	5		
	単	ⓧ土木施設景観形成	—	—	—	—	—	—	—	
市町村合併促進社会 基盤整備		—	—	—	—	—	—	—		
生活関連土木施設 整備		—	—	—	—	—	—	—		
調査		—	—	—	—	—	—	—		
補助金		—	—	—	—	—	—	—		
その他		838	615	598	559	508	517	613		
単独計		8,478	9,545	9,244	9,374	11,503	12,590	13,916		
直轄負担		8,444	8,862	6,533	3,208	2,215	2,749	2,600		
合計	43,175	49,357	46,764	44,367	40,491	51,395	31,839			

※ H14 より道路維持補修を道路修繕に統合  
 ※ H16 よりくらしの道整備を道路修繕に統合  
 ※ H16 よりやさしい道づくりを生活関連土木施設整備に統合  
 ※ H23 より地域振興県道整備を地域振興道路整備に名称変更

## 5 有 料 道 路

本県は、富士箱根伊豆、南アルプス、秩父多摩甲斐の3つの国立公園、八ヶ岳中信高原国定公園、それに2つの県立自然公園を擁する全国有数の観光県である。これら観光地を結ぶ道路整備は早くから進められ、また昭和39年4月1日開通した富士山有料道路をはじめ、2路線2区間延べ31キロメートルが山梨県道路公社により管理運営されている。

中央自動車道西宮線・富士吉田線及び中部横断自動車道（双葉JCT～六郷IC間、富沢IC～新清水JCT間）、並びに国道138号のバイパスとして建設された東富士五湖道路（一般有料道路）が、中日本高速道路(株)により管理運営されている。（令和6年4月1日現在）

### (1) 中央自動車道

名 称	起 点	終 点	延 長	供用開始	県 内 の 概 要	
					延 長	概 要
富士吉田線	高井戸	河口湖	93.9 km	S44年3月	44.6 km	大月～河口湖間 S60年4車線開通
西宮線	〃	勝沼	90.1	S52年12月	40.8	高井戸～大月間 富士吉田線と重複
〃	勝沼	甲府昭和	23.1	S57年11月	23.1	
〃	甲府昭和	韮崎	11.2	S55年3月	11.2	
〃	韮崎	小淵沢	23.9	S51年12月	23.9	
〃	小淵沢	伊北	47.7	S56年3月	1.3	

### (2) 東富士五湖道路

起 点	終 点	延 長	供用開始	県 内 の 概 要	
				延 長	概 要
富士吉田	山中湖	8.4 km	S61年8月	8.4 km	暫定2車線
山中湖	須走	9.6	H元年3月	5.4	〃

### (3) 中部横断自動車道

起 点	終 点	延 長	供用開始	県 内 の 概 要	
				延 長	概 要
白根IC	双葉JCT	6.8 km	H14.3	6.8 km	暫定2車線
南アルプスIC	白根IC	3.0	H16.3	3.0	〃
増穂IC	南アルプスIC	6.2	H18.12	6.2	〃
六郷IC	増穂IC	9.3	H29.3	9.3	〃
新清水JCT	富沢IC	20.7	H31.3	9.3	〃

### (4) 一般有料道路

内容	道路名	富士山有料道路	雁坂トンネル有料道路
路 線 名		一般県道 富士河口湖富士線	一般国道140号
事 業 費		46億9,800万円	49億円 注1(469億円)
総 延 長		24,100 m	6,845 m 内トンネル長6,625 m
幅 員		6.5 m	7.5 m
着 工		S36.8.1	H8.10.1 注2(昭和60年度)
供 用 開 始		S39.4.1(H17.6.7)	H10.4.23
普 通 車		2,100円	740円

注1 直轄権限代行、山梨県道路公社の全体である。

注2 雁坂トンネル直轄権限代行事業の着工である。



## 6 主要道路の交通量

今後の道路計画、建設、維持修繕、管理などについての基礎資料とするため、おおむね5年毎に全国一斉に道路交通情勢調査を実施している。調査は一般交通量調査、オーナーインタビューOD調査、路側OD調査に分かれており、最近では令和3年に実施し、その結果は次のとおりである。

(平日)

道路種別	路線名	観測位	自動車交通量(台/12h)			伸び率	
			H22	H27	R3	H27/H22	R3/H27
高速自動車国道	中央自動車道	上野原IC~大月IC間	36,500	32,800	31,161	0.90	0.95
一般国道	20号	甲府市中小河原町	40,455	37,714	34,105	0.93	0.90
〃	52号	甲府市寿町	15,956	11,290	10,889	0.71	0.96
〃	137号	笛吹市御坂町上黒駒	10,064	11,968	12,844	1.19	1.07
〃	138号	山中湖村山中	5,345	7,156	7,177	1.34	1.00
〃	139号	富士吉田市上吉田	19,964	20,369	16,413	1.02	0.81
〃	140号	笛吹市春日居町鎮目	6,970	6,490	6,282	0.93	0.97
〃	140号	甲府市下曾根町	11,431	12,070	12,183	1.06	1.01
〃	141号	韮崎市中田町	9,063	9,611	10,247	1.06	1.07
〃	300号	身延町下山	4,964	5,812	3,999	1.17	0.69
〃	358号	甲府市相生町	20,706	19,540	18,313	0.94	0.94
〃	411号	甲府市川田町	9,267	9,879	4,265	1.07	0.43
〃	413号	山中湖村平野	3,119	3,989	4,309	1.28	1.08
主要地方道	甲府市川三郷線	甲府市高畑三丁目	11,844	11,756	10,074	0.99	0.86
〃	市川三郷富士川線	市川三郷町市川大門	7,525	6,601	5,812	0.88	0.88
〃	甲府南アルプス線	南アルプス市上今諏訪	29,306	28,571	27,745	0.97	0.97
〃	甲府韮崎線	甲府市美咲一丁目	14,758	15,260	14,303	1.03	0.94
〃	甲府昇仙峡線	甲府市平瀬町	1,047	1,095	1,026	1.05	0.94
〃	市川三郷身延線	身延町三沢	3,698	3,767	3,646	1.02	0.97
〃	富士川身延線	南部町内船	4,811	4,362	3,085	0.91	0.71
〃	北杜富士見線	北杜市小淵沢町	1,477	1,607	1,065	1.09	0.66
〃	韮崎南アルプス中央線	南アルプス市浅原	12,075	12,482	12,542	1.03	1.00
〃	茅野北杜韮崎線	北杜市須玉町若神子	4,952	5,717	6,119	1.15	1.07
〃	上野原丹波山線	上野原市欄原	1,042	1,088	1,019	1.04	0.94
〃	甲斐芦安線	南アルプス市野牛島	8,519	9,164	9,381	1.08	1.02

道路種別	路線名	観測位	自動車交通量(台/12h)			伸び率	
			H22	H27	R3	H27/H22	R3/H27
主要地方道	河口湖精進線	富士河口湖町大石	2,452	3,392	3,897	1.38	1.15
〃	上野原あきる野線	上野原市上野原	4,262	4,707	4,132	1.10	0.88

※ 観測時間は各年共午前7時～午後7時までの12時間である。  
令和3年の観測日は10月21日である。

## 7 自転車道

青少年の健全な育成とうるおいのある住民生活を確保する目的で計画されたサイクリングロードは、県内の各河川敷を利用した、8ルート延べ91.4キロメートルと、山中湖を中心とした富士吉田山中湖大規模自転車道18.8キロメートル及び八ヶ岳自転車道4.6キロメートルの合わせて10ルート134.4キロメートルである。

昭和45年に着工してから現在まで、10ルート114.8キロメートルが完成しており、このうち山梨県が県道として管理している自転車歩行者道路は、荒川に沿って建設された西下条音羽自転車道など5路線70.2キロメートルである。

### 県内のサイクリングロード

令和2年3月31日現在

名称	全体計画		供用区間			
	区間	延長	区間	延長	管理者	備考
釜無川 サイクリング ロード	南アルプス市三郡西橋 韮崎市穴山橋	22.4 km	南アルプス市三郡西橋 甲斐市信玄橋	10.9 km	山梨県	県道南アルプス 甲斐自転車道線 S53.3.27 共用
			富士川町青柳 南アルプス市三郡西橋	1.5	南アル プス市	
			甲斐市信玄橋 南アルプス市双田橋	1.8	南アル プス市	
			南アルプス市双田橋 甲斐市大之田	1.6	甲斐市	
			韮崎市武田橋 韮崎市桐沢橋	3.0	山梨県	河川管理者
			韮崎市桐沢橋 韮崎市穴山橋	3.6	韮崎市	
笛吹川 〃	市川三郷町三郡東橋 山梨市万力公園	26.1	市川三郷町三郡東橋 山梨市万力公園	26.1	山梨県	県道市川三郷 山梨自転車道線 S53.3.27 共用
荒川 〃	甲府市西下条町 (笛吹川合流点) 甲府市金石橋	14.9	甲府市西下条町 (笛吹川合流点) 甲府市音羽橋	9.8	山梨県	県道西下条音 羽自転車道線 S53.3.27 共用

名 称	全 体 計 画		供 用 区 間			
	区 間	延長	区 間	延長	管理者	備 考
重川サイ クロー イグド	山梨市桑戸橋 甲州市塩山赤尾	11.6 <sup>km</sup>	山梨市桑戸橋 甲州市塩山西広門田	6.0 <sup>km</sup>	山梨市	
			甲州市塩山西広門田 " 赤 尾	1.3	甲州市	
富 士 川 "	市川三郷町三郡東橋 富士川町富士橋	8.6	市川三郷町三郡東橋 " 新川合流点	3.9	市 川 三郷町	
	富士川町青柳 富士川町富士橋		富士川町青柳 富士川町富士橋橋詰	3.1	富士川町	
金 川 "	笛吹市鶺鴒橋 笛吹市市之蔵	5.5	笛吹市鶺鴒橋 笛吹市市之蔵	5.5	笛吹市	
富士見サイ クリング ロード	西桂町小沼 富士吉田市富士見橋	7.2	西桂町小沼 " 倉見	2.4	西桂町	
塩 川 "	斐崎市鷹之巣橋 斐崎市三村橋	2.8	斐崎市駒井橋 斐崎市三村橋	2.3	山梨県	河川管理者
葛 野 川 "	大月市七保町下和田 " 葛 野	2.3	大月市七保町下和田 " 葛 野	2.3	大月市	
富士吉田山中湖 大規模自転車道	富士吉田市上吉 田山中湖村平野	26.7	南都留郡山中湖村山中 " 平野	17.0	山梨県 国土交通省	県道富士吉田山 中湖自転車道線 S51.4.1 共用 国道 138 号
八ヶ岳自転車道	北杜市高根町清里念場原 "	4.6	北杜市高根町清里念場原 "	4.6	山梨県	県道北杜 富士見線 S51.10.14 共用

## 8 交通安全施設

本県の自動車保有台数は、昭和 60 年の 408,651 台に対し、令和 5 年 3 月末には 769,112 台の 1.88 倍と、大幅に増加している。

これに伴い、自動車交通量も増大し、平成 27 年に実施した県下の主要道路交通量調査によれば、昭和 60 年に比べ 1.49 倍の増加を示している。

この増加する交通量に対処し、交通混雑の緩和と事故防止を図るため、安全施設の拡充整備に努めている。

### (1) 交通安全施設の整備状況

交通安全施設の整備は、昭和 46 年度から平成 14 年度までに 6 次の「山梨県交通安全計画」に基づき進めてきたが、平成 15 年度より「山梨県社会資本整備重点計画」として、令和 9 年度まで推進することとしている。

種 別	単位	第1次社会資本整備重点計画 (H15～H19)	第2次社会資本整備重点計画 (H20～H26)	第3次社会資本整備重点計画 (H27～H31)	第4次社会資本整備重点計画 (R2～R9)
		実 績	実 績	実 績	実 績
歩 道 等	km	26.7	52.6	21.4	11.11
交 差 点 改 良	箇所	19.0	154.0	64.0	9.0
視 距 の 改 良	〃	0.0	5.0	12.0	10.0
車 両 停 車 帯	〃	0.0	18.0	14.0	0.0
付加・登坂車線	km	0.6	2.2	1.3	1.01
道 路 照 明	基	546.0	1,633.0	2,753.0	2,749.0
防 護 柵	km	28.3	118.8	68.1	12.43
道 路 標 識	本	316.0	1,595.0	1,319.0	249.0
区 画 線	km	821.0	1,709.6	1,118.7	1,033.3
視 線 誘 導 標	本	1,019.0	7,819.0	3,647.0	2,222.0
道 路 反 射 鏡	〃	105.0	315.0	275.0	32.0
道路情報提供装置	基	45.0	68.0	14.0	50.0

### (2) 自動車保有台数

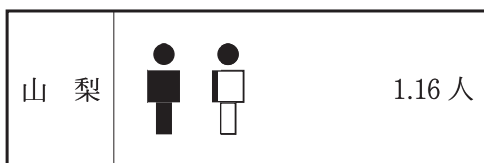
(各年 3 月末現在)

年	24	25	26	27	28	29	30	31	R2	R3	R4	R5	
保有台数	732,136	737,858	744,747	749,595	752,641	754,961	754,961	759,845	760,864	764,245	766,126	769,112	
車 種 別	乗用車	338,306	337,516	335,846	333,015	331,459	332,453	332,453	332,720	332,388	332,494	331,794	330,973
	軽自動車	316,847	324,096	332,857	340,481	344,966	346,227	346,227	350,368	334,933	336,823	337,719	358,009
	貨物車	48,060	47,101	46,569	46,351	45,981	45,721	45,721	45,607	45,658	46,094	46,570	46,936
	その他	28,923	29,145	29,475	29,748	30,235	30,560	30,560	31,150	47,885	48,834	50,043	33,194
対前年比	1.01	1.01	1.01	1.01	1.00	1.00	1.00	1.01	1.00	1.00	1.00	1.00	
伸 び 率	1.79	1.81	1.82	1.83	1.84	1.85	1.85	1.86	1.86	1.87	1.87	1.88	

※ 伸び率は 60 年（408,651 台）を基準としている。

※ 交通関連統計資料集（H23～H31 のデータ）、県勢ダイジェスト（R2～R3 のデータ）、統計からみたやまなし（R4～R5 のデータ）

(3) 自動車一台当りの人数



〔人口は総務省統計局人口推計による数値である（令和5年10月1日現在）〕

〔自動車保有台数（「乗用車」と「軽乗用車」）は「統計からみたやまなし — 令和5年度 —」（令和5年3月31日現在）による。〕

(4) 最近10ヶ年の交通事故

年 別	H <sub>26</sub>	27	28	29	30	R <sub>元</sub>	2	3	4	5
総件数(件)	4,514	4,621	4,337	4,195	3,562	3,003	2,146	2,093	2,019	2,112
死者(人)	49	33	35	37	37	25	21	32	25	29
傷者(人)	5,934	6,084	5,608	5,421	4,580	3,789	2,650	2,555	2,516	2,595

※ 各年共12月31日現在

〔県警本部交通企画課資料〕

※ 総件数は人身事故件数とする。

## 9 道路の維持管理

安全で快適な道路交通を確保するため、道路を保全し、常に良好な状態を維持するための道路管理体制がとられている。

(1) 建設事務所道路維持管理状況

令和5年3月31日現在

建設事務所	実延長	砂利道延長	舗装道延長	道路 パトロール車	備 考
中 北 (本所)	362.4 km	8.8 km	353.6 km	2 台	
中 北 (峡北支所)	299.7	0.0	299.7	1	
峡 東	367.6	7.1	360.5	2	
峡 南 (身延支所除く)	162.8 km	2.1 km	160.7 km	1 台	
峡 南 (身延支所)	147.5	2.3	145.2	1	
富士・東部 (本 所)	224.8	10.0	214.8	1	

建設事務所	実延長	砂利道延長	舗装道延長	道路 パトロール車	備考
富士・東部 (吉田支所)	231.7	34.5	197.2	1	
新環状道路	16.5	0.0	16.5	3	
合計	1,813.0	64.8	1,748.2	12	

(2) 道路の補修機械と人員の配置状況

令和5年3月31日現在

建設事務所	機 能							人 員	
	パト ロ ール 車	作 業 車	ダ ン プ	除 雪 車	散 布 車	清 掃 車	大 型 特 殊 車	運 転 技 術 員	技 能 員
中 北 ( 本 所 )	2台	2台			2台			0(0)人	0人
中 北 ( 峡 北 支 所 )	1	1	1		1			0	0
峡 東	2	1						0	0
峡 南 (身延支所除く)	1	1						0	0
峡 南 (身延支所)	1	1						0	0
富士・東部 ( 本 所 )	1	1						0	0
富士・東部 ( 吉 田 支 所 )	1	2			1			0	0
新環状道路	3	4							
本 庁				3		5	3	0	0
計	12	12	1	3	4	5	3	0(0)	0

( ) は非常勤嘱託

### (3) 道路パトロール

道路の構造を保全し安全かつ円滑な道路の交通を確保するためパトロールを実施し、道路の維持修繕等管理に努めている。

パトロールの種別及び回数については交通量等から決定し、道路交通の安全確保に努めている。

## 10 市 町 村 道

市町村道は、地域住民の日常生活を支えるためのものであり、地域コミュニティを相互に結びつけるとともに、国県道を補完し、地域経済を支える重要な役割を担っている。

### (1) 市町村道事業

令和5年3月現在、27市町村における市町村道は26,492路線、9,136.4キロメートルに及び、改良済路線は63.4%である。現在、「事業防災・減災」「暮らしの安心」を進める観点から、身近な生活空間の安全確保に資する対策を重点的に進めている。

国庫補助市町村道整備事業費の10年間の推移

(百万円)

年 度	27	28	29	30	31	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年 (当初)
市町村数	27	27	27	27	27	27	27	27	27	27
事業費	5,304	5,654	4,597	4,849	4,348	5,254	5,254	4,138	4,509	3,492

### (2) 県代行事業

過疎地域及び山村地域における幹線市町村道のうち、基幹的な路線については法律に基づき、県が市町村に代って事業を行う、いわゆる県代行事業により整備を推進する。

国庫補助市町村道県代行事業の実績

(百万円)

年 度	14	15	16	17	18	19	20
過疎代行路線数	5	4	3	3	1	1	2
山村代行路線数	4	4	4	4	2	1	1
事業費	2,445	1,114	950	808	420	170	455

※なお、平成21年度以降、代行事業の実績はない。





## 第4 河川・ダム・災害復旧等



利根川



## 第4 河川・ダム・災害復旧等

### 1 河川の現況

本県の河川は、秩父山系と南アルプス山系の山岳地帯から発し、甲府盆地の南端で合流し南下して駿河湾に注ぐ富士川水系と、富士北麓の山中湖を源とする桂川（相模川）に南北都留郡下の各河川が集まり東流して神奈川に入る相模川水系及び秩父多摩山系を源とする河川が集まり、東流して東京都に入る多摩川水系の3つの水系から成っており、一、二級河川を合すると610河川、その延長は2,095.63 kmとなっている。

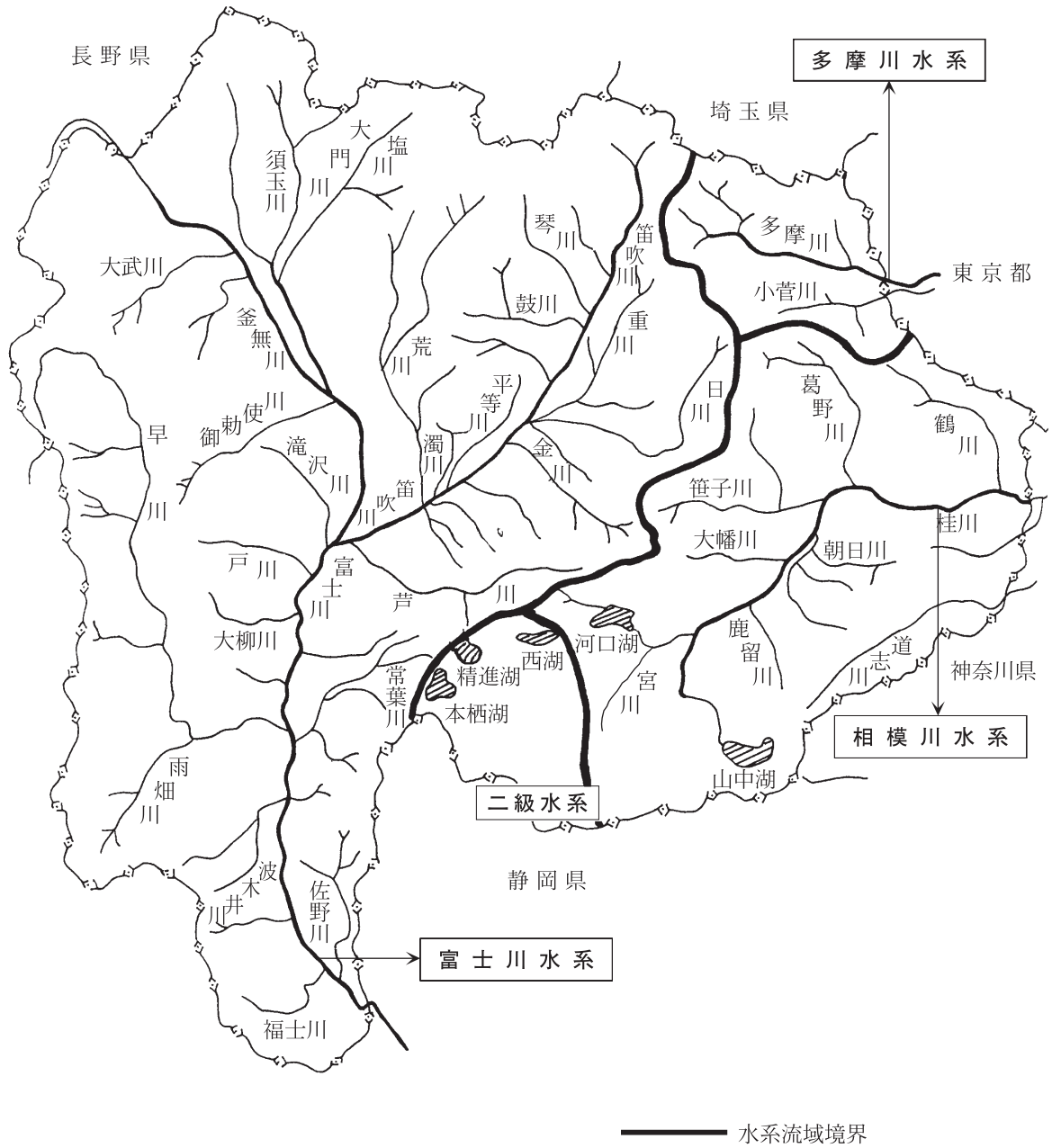
#### ・水系別現況

(6.4.1現在)

区分 水系別	河川数	河川延長			流域面積 (km <sup>2</sup> )	摘 要
		県管理区間 (m)	国土交通省 管理区間 (m)	合 計 (m)		
一級水系 富士川	504	1,561,555	104,100	1,665,655	3,147.36	国土交通省直轄区間 (富士川水系) 富士川は武田橋下流 67,000m 笛吹川は岩手橋下流 28,000m 早川は早川橋下流 3,000m
一級水系 多摩川	10	43,910	—	43,910	256.70	
一級水系 相模川	87	365,855	—	365,855	988.11	
計	601	1,971,320	104,100	2,075,420	4,392.17	
二級水系 西湖	6	8,720	—	8,720	62.00	重川は重川橋下流 1,500m 御勅使川は御勅使橋下流 1,800m
二級水系 精進湖	2	5,040	—	5,040	22.78	
二級水系 本栖湖	1	6,450	—	6,450	29.10	塩川は塩川橋下流 1,000m 日川は日川橋下流 1,000m
計	9	20,210	—	20,210	113.88	
合 計	610	1,991,530	104,100	2,095,630	4,506.05	そ の 他 800m
準用河川	214			216,121	191.30	計 104,100m

※ 一級水系相模川に山中湖、河口湖が含まれる。

# 県内主要河川図



・富士五湖

名称	区分	海 拔	深 度	面 積	河川延長 (周囲×1/2)
山 中 湖		980.5 m	12.9 m	6.57 km <sup>2</sup>	12,900 × 1/2 = 6,450 m
河 口 湖		830.5	14.0	5.49	19,900 × 1/2 = 9,950 m
西 湖		900.0	71.5	2.10	10,000 × 1/2 = 5,000 m
精 進 湖		900.0	12.6	0.51	6,080 × 1/2 = 3,040 m
本 栖 湖		900.0	121.2	4.70	12,900 × 1/2 = 6,450 m

## 2 河 川 管 理

県内の一、二級 610 河川、1,991.53 kmに及ぶ県管理区間については、洪水等による災害からの危険を排除し、地域の安全を確保するため、常時、河川管理施設の点検を行ない、また、官民境界設定の確立を促進するほか、流水及び河川敷の占用、工作物の設置、土石の払下げ等の適正を期すため、要綱、要領等を制定するとともに、河川美化と不法行為の防止を図るため、河川監視の強化に努めている。

また、河川を適切に管理するために河川維持修繕事業を実施するとともに、河川敷の有効利用を図る観点から、河川公園等を整備している。

### (1) 河川敷占用許可

許可方針は、昭和 40 年の河川法改正を契機に、国土交通省の許可準則に基づき、原則として、社会経済上止むを得ない場合にのみ許可することとしている。

#### 県管理河川占用許可面積

(6. 3. 31 現在)

件 数	面 積
17,822	道路・橋梁外 5,256,037 m <sup>2</sup>
	上空線等 1,909,157 m
	電柱等 3,164 本

### (2) 河川敷の公用廃止

#### 状 況

年度	30	R1	2	3	4	5
区 分						
箇 所 数 (件)	0	1	0	0	3	3
公用廃止面積(m <sup>2</sup> )	0	181.90	0	0	2,507.28	409.50

(3) 砂利採取許認可

主要な採取分布は、富士川、早川、桂川、笛吹川である。近年、賦存量は枯渇状況であったが、昭和57年の10号、18号台風、昭和58年の5号、10号台風等により賦存量は増加した。今後とも賦存量調査に基づき、適正な採取許認可を行う方針である。

砂 利 認 可 実 績

(単位：m<sup>3</sup>)

区 分		年 度	29	30	R1	2	3	4	5
河 川 砂 利	県 管 理		785,495	715,242	473,590	767,150	513,560	483,271	465,042
	国土交通省管理		325,000	330,000	335,000	345,000	339,000	351,000	302,000
	計		1,110,495	1,045,242	808,590	1,112,150	852,560	834,271	767,042

(4) 河川美化事業

昭和45年度から河川環境整備の一環として、河川美化事業を実施している。事業は河川愛護運動の推進として、啓発広報活動等により河川愛護思想の高揚と県民運動の活性化に努めているほか、地形・地域性を考慮し堤防除草を行なっている。

(5) 河川維持修繕事業

河川を正常に維持管理するために、河川管理施設の修繕工事及び堆積土砂、障害木等の除去を実施している。

(6) 河川関係収入の状況

(単位：千円)

区 分		年 度	30	R1	2	3	4	5
水 利 使 用 料	発 電		869,025	884,642	884,340	884,468	884,131	883,170
	そ の 他		1,019	1,291	1,326	1,334	1,145	1,148
	計		870,044	885,933	885,666	885,802	885,276	884,318
河 川 占 用 料			51,040	51,016	54,073	71,913	80,831	94,988
土 石 採 取 料			71,798	76,527	104,307	99,829	83,310	92,175
合 計			992,882	1,013,476	1,044,046	1,057,544	1,049,417	1,071,481

### 3 河川改修事業

治水事業は、国土保全と民生安定に資するために行う主要事業であり、洪水に対し人命と財産を守ることを目的としている。

県においては、次のとおり積極的に事業を実施している。

- (1) 基幹河川改修事業（大規模特定河川事業、広域河川改修事業等）

現在、鎌田川外 6 河川で事業を実施している。

- (2) 特定構造物改築事業（河川メンテナンス事業）

平成 21 年度に制度が拡充され、平成 25 年度に長寿命化計画を策定し令和 5 年度に見直しを行った。今後は計画に基づき、更新整備を実施していく。

- (3) 統合一級河川整備事業（大規模特定河川事業、総合流域防災事業等）

平成 16 年度から創出され、現在高倉川外 8 河川で事業を実施している。

- (4) 河川防災情報基盤緊急整備事業（総合流域防災事業）

平成 15 年度から事業を実施している。

- (5) 広域連携河川改修事業

平成 22 年度から創出され、現在貢川外 4 河川で事業を実施している。

- (6) 水害リスク情報整備推進事業

河川周辺地域の水害リスクの周知を行う事業として、現在 2 市で事業実施している。

- (7) 効果促進事業

基幹事業の効果を一層高める事業として、現在 4 市で事業実施している。

- (8) 河川改良事業

上記の河川事業の他に県の事業として局所的な改良等を実施している。

- (9) 国土交通省管理区間河川改修事業（一級河川直轄管理）

富士川水系延長 104.1 km が国土交通省管理区間であり、この改修は、大正 9 年から実施されており、毎年度計画的に改修が行われている。

## (10) 河川改修事業費の推移

## ア 公共事業（国補事業）内訳

(単位：千円)

区分 \ 年度	30	R1	2	3	4	5
基幹河川改修事業費	1,186,605	1,624,635	1,715,830	2,075,080	2,188,500	1,860,443
特定構造物改築事業費	223,600	264,805	265,400	304,000	184,800	353,100
流域貯留浸透事業費	6,330	6,330	9,495	22,050	6,300	0
統合一級河川整備事業費	1,969,450	3,611,010	3,797,578	1,729,571	2,137,096	2,172,234
河川防災情報基盤緊急整備事業費	206,933	263,750	199,000	52,500	472,000	493,500
障害防止対策河川事業費	185,407	127,876	73,736	92,215	103,977	85,646
広域連携河川改修事業費	798,553	627,725	696,300	921,900	808,500	1,020,600
効果促進事業	4,220	4,220	4,220	350,220	4,200	7,057
<b>計</b>	<b>4,581,098</b>	<b>6,530,351</b>	<b>6,761,599</b>	<b>5,547,536</b>	<b>5,905,373</b>	<b>5,992,580</b>

## イ 県単事業及び直轄事業負担金内訳

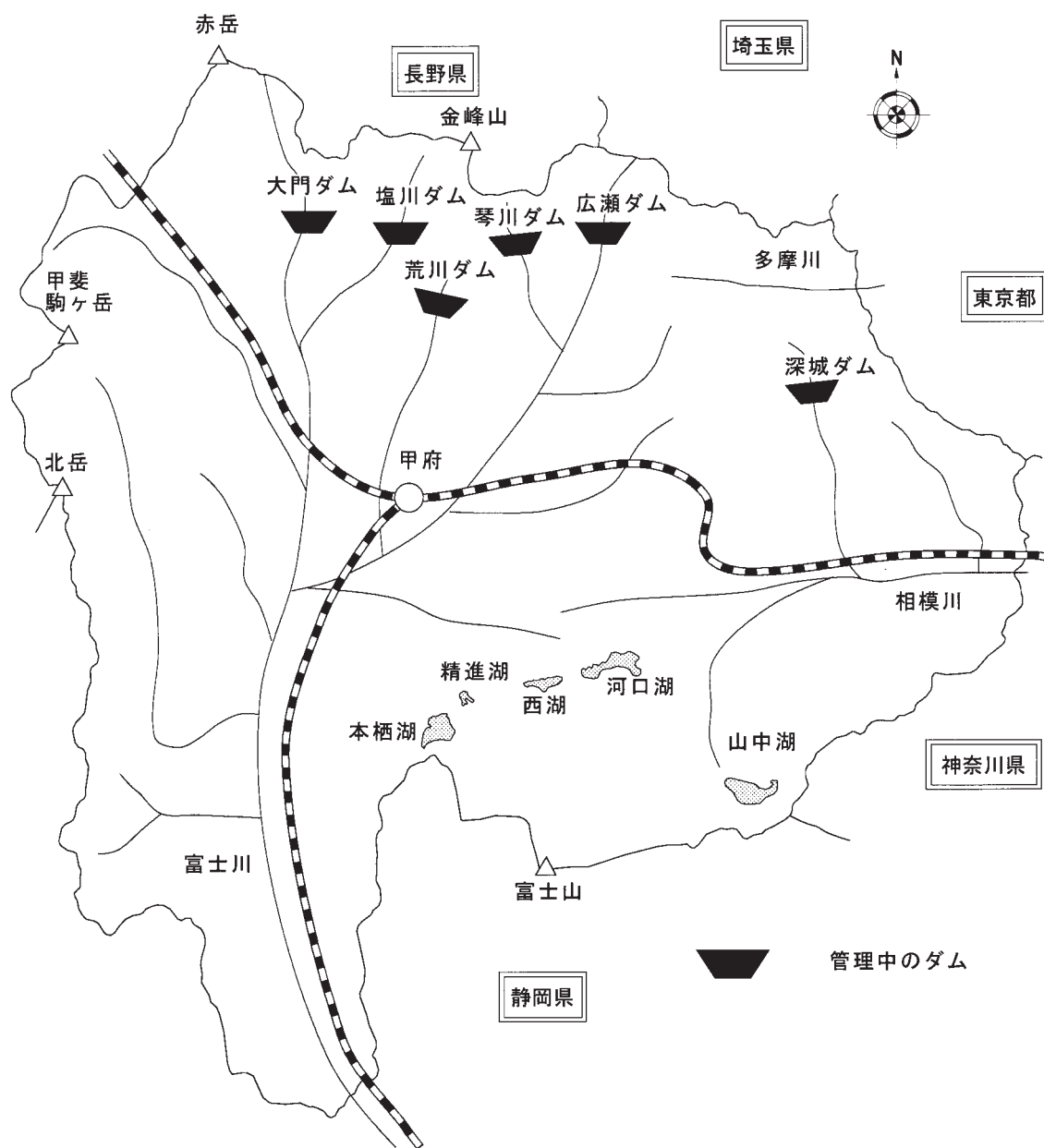
(単位：千円)

区分 \ 年度	30	R1	2	3	4	5
河川改良費	469,453	976,813	2,161,600	2,298,570	2,528,677	3,392,188
河川維持費	710,000	710,000	721,150	2,570,650	2,511,395	2,065,345
<b>計</b>	<b>1,179,453</b>	<b>1,686,813</b>	<b>2,882,750</b>	<b>4,869,220</b>	<b>5,040,072</b>	<b>5,457,533</b>
国直轄河川改修事業費負担金	342,518	530,775	1,133,007	296,348	320,529	280,075
<b>計</b>	<b>342,518</b>	<b>530,775</b>	<b>1,133,007</b>	<b>296,348</b>	<b>320,529</b>	<b>280,075</b>



## 4 ダム管理

本県におけるダム事業は、昭和50年3月に県下初の多目的ダムである広瀬ダムが完成し、以後、荒川ダムが昭和60年度、大門ダムが昭和62年度、塩川ダムが平成10年度、深城ダムが平成16年度、琴川ダムが平成19年度に完成し、管理に移行している。



## ダ ム 一 覧 表

項目		ダム名		広瀬ダム	荒川ダム	大門ダム	塩川ダム	深城ダム	琴川ダム
		水	系	一級河川富士川	一級河川富士川	一級河川富士川	一級河川富士川	一級河川相模川	一級河川富士川
概	河川名	笛吹川		荒川	大門川	塩川	葛野川	琴川	
	位置	左岸	山梨市三富川浦 山梨市三富上釜口	甲府市川窪町 甲府市高町	北杜市須玉町上津金 北杜市高根町清里	北杜市須玉町 比志	大月市七保町 瀬戸	山梨市牧丘町 北原	
要	目的	F・N・A・W・P		F・N・W・(P)	F・N・W・(P)	F・N・A・W・P	F・N・W・P	F・N・W・P	
	型式	中央遮水壁型 ロックフィル		中央遮水壁型 ロックフィル	重力式 コンクリート	重力式 コンクリート	重力式 コンクリート	重力式 コンクリート	
ダム及び貯水池諸元	集水面積 (km <sup>2</sup> )	76.64		72.4	51.7	85.3	41.2	10.0	
	湛水面積 (km <sup>2</sup> )	0.55		0.41	0.19	0.43	0.32	0.30	
	堤高 (m)	75.0		88.0	65.5	79.0	87.0	64.0	
	堤頂長 (m)	255.0		320.0	180.0	225.0	164.0	262.0	
	堤体積 (m <sup>3</sup> )	1,400,000		3,010,000	180,000	388,000	211,000	207,000	
	門扉	ローラーゲート 2門		ラジアルゲート 1門 スライドゲート 2門 (ゲートレス)	クレスト 1門 コンジット 1門	オリフィス 3門 (ゲートレス)	オリフィス 2門 (ゲートレス)	ゲートレス	
	常時満水位 (EL. m)	1,054.000		793.600	894.500	879.500	625.500	1,453.500	
	洪水時満水位 (EL. m)	1,056.000		800.900	902.000	889.500	629.500	1,460.000	
	総貯水容量 (千m <sup>3</sup> )	14,300		10,800	3,600	11,500	6,440	5,150	
有効貯水量 (千m <sup>3</sup> )	11,350		8,600	2,350	8,900	5,140	4,750		
目的別内訳	<ul style="list-style-type: none"> <li>・洪水調整 - 250m<sup>3</sup>/s</li> <li>560m<sup>3</sup>/s 310m<sup>3</sup>/s</li> <li>・かんがい 耕地 4,180ha (5市1町)</li> <li>・上水道 27,660m<sup>3</sup>/日 (山梨市他4市町)</li> <li>・発電 (県企業局) 最大出力 34,300kW</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・洪水調整 - 490m<sup>3</sup>/s</li> <li>670m<sup>3</sup>/s 180m<sup>3</sup>/s</li> <li>・上水道 100,000m<sup>3</sup>/日 (甲府市)</li> <li>・発電 (ダム管理用) 最大出力 490kW</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・洪水調整 - 110m<sup>3</sup>/s</li> <li>240m<sup>3</sup>/s 130m<sup>3</sup>/s</li> <li>・上水道 13,000m<sup>3</sup>/日 (北杜市)</li> <li>・発電 (ダム管理用) 最大出力 230kW</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・洪水調整 - 200m<sup>3</sup>/s</li> <li>450m<sup>3</sup>/s 250m<sup>3</sup>/s</li> <li>・かんがい 耕地 520ha (北杜市、韮崎市、甲斐市)</li> <li>・上水道 17,000日 (北杜市、韮崎市、甲斐市)</li> <li>・発電 (県企業局) 最大出力 1,100kW</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・洪水調整 - 200m<sup>3</sup>/s</li> <li>400m<sup>3</sup>/s 200m<sup>3</sup>/s</li> <li>・上水道 18,000m<sup>3</sup>/日 (大月市、上野原市)</li> <li>・発電 (県企業局) 最大出力 340kW</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・洪水調整 - 105m<sup>3</sup>/s</li> <li>135m<sup>3</sup>/s 30m<sup>3</sup>/s</li> <li>・上水道 20,000m<sup>3</sup>/日 (甲州市、山梨市、笛吹市、)</li> <li>・発電 (県企業局) 最大出力 1,100kW</li> </ul>		
工期	S40 ~ S49		S48 ~ S60	S43 ~ S62	S50 ~ H10	S53 ~ H16	S60 ~ H19		
事業費 (百万円)	5,925		35,599	17,167	49,000	39,850	29,000		

目的別内訳 F：洪水調節 A：かんがい W：上水道 P：発電 N：既得取水の安定化、河川環境の保全等 (P)：管理用発電

#### (1) 広瀬ダム

笛吹川は、奥秩父山系の甲武信岳と、国師ヶ岳に源を発し、重川、日川、金川、荒川等を合わせて富士川に合流する流域面積 1,035 km<sup>2</sup>、流路延長約 50 kmの一級河川である。

また、笛吹川は、明治 43 年の大水害をはじめ、昭和 34 年、昭和 41 年の災害など度々大きな水害をあたえてきた。

このため、笛吹川総合開発事業として多目的ダムを建設し、洪水調節、発電に合わせて、畑地かんがい用水及び上水道用水を供給した。

その他、機器の更新及び改良を実施する堰堤改良事業を平成 26 年度より実施している。

#### (2) 荒川ダム

荒川は国師ヶ岳に源を発し、途中溪谷美を誇る御岳昇仙峽を経て、相川、貢川を合わせて笛吹川に合流する流域面積 182.3 km<sup>2</sup>、流路延長 48 kmの一級河川である。

また荒川は、明治 43 年をはじめ、昭和 34 年、昭和 36 年、昭和 37 年、昭和 40 年、昭和 41 年と度々多大な被害を与えてきた。

このため、荒川総合開発事業として多目的ダムを建設し、洪水調節に合わせて、甲府市の上水道用水を供給した。

その他、機器の更新及び改良を実施する堰堤改良事業を令和 3 年度より実施している。

#### (3) 大門ダム

大門川は、その源を八ヶ岳に発し、北杜市高根町長沢において須玉川に合流する。流域面積 51.7 km<sup>2</sup>、流路延長 12 kmの一級河川である。

また、大門川流域須玉川及び塩川は、明治 43 年の大水害をはじめ、昭和 34 年、昭和 36 年、昭和 40 年、昭和 41 年と大きな水害をあたえた。

このため、大門川総合開発事業として多目的ダムを建設し、洪水調節に合わせてこの地域に上水道用水を供給した。

その他、機器の更新及び改良を実施する堰堤改良事業を令和 3 年度より実施している。

#### (4) 塩川ダム

塩川は、その源を奥秩父山系の金峰山に発し、途中須玉川を合流しながら流下し、甲斐市塩崎地内で富士川に合流する流域面積 389.7 km<sup>2</sup>、流路延長約 40 kmの一級河川である。

また、塩川は、明治 43 年の大水害をはじめ、昭和 34 年、昭和 36 年、昭和 40 年、昭和 41 年と大きな水害をあたえた。

このため、塩川総合開発事業として多目的ダムを建設し、洪水調節、発電と合わせて、畑地かんがい用水及び上水道用水を供給した。

なお、平成 22 年に小水力発電を追加し、運用を開始した。

#### (5) 深城ダム

葛野川は、小金沢山、黒岳に源を発し、大月市街地東方猿橋町で桂川に合流する。流域面積 114.3 km<sup>2</sup>、流路延長 17 kmの一級河川である。

また、葛野川沿川は毎年洪水による出水被害が相つぎ、特に昭和 34 年台風 7 号においては、

家屋の床上、床下浸水 180 戸、田畑の流出、冠水 22 ha、河川の欠壊 11 ケ所、橋梁流出 2 橋等の被害を受けた。

このため、葛野川総合開発事業として多目的ダムを建設し、洪水調節に合わせて、上水道用水を供給した。

なお、平成 24 年に小水力発電を追加し、運用を開始した。

その他、機器の更新及び改良を実施する堰堤改良事業を令和 2 年度より実施している。

#### (6) 琴川ダム

琴川は奥千丈岳、剣ノ峰など 2,000 m～2,400 m級の山々に発し、窪平附近で富士川水系笛吹川に合流する流域面積 33.6 km<sup>2</sup>、流路延長 16 kmの一級河川である。

また、琴川は急流のため古くよりたびたび被害を受けており、特に昭和 41 年の台風 26 号による集中豪雨においては、家屋の床上、床下浸水 116 戸、田・畑の流出、冠水 25 ha、河川の欠壊 13 ケ所など大きな被害を与えてきた。

このため、琴川総合開発事業として多目的ダムを建設し、洪水調節、発電と合わせて、上水道用水を供給した。

その他、機器の更新及び改良を実施する堰堤改良事業を令和 4 年度より実施している。

## 5 災害復旧事業（公共土木施設）

災害復旧事業は、自然災害により被災した公共土木施設を迅速・確実に復旧することを目的とした事業である。

本県の災害の特徴として、急峻な地形と脆弱な地質、加えて多くの急流河川を有している。このため山間地・平地を問わず過去幾度か大きな被害をもたらしている。

戦後特に被害の大きかったのは、昭和 34 年災害（台風 7 号、15 号）と昭和 41 年災害（台風 24 号、26 号）及び昭和 57 年災害（台風 10 号、18 号）、平成 3 年災害（台風 12 号、14 号）である。

（単位：百万円）

区分	年 災		41		57		H 3	
	工	事	( )		( )		( )	
県	工	事	(2,043)	8,139	(2,369)	30,726	( 786)	12,257
市	町	村	( 894)	2,342	( 892)	4,912	( 262)	2,571
	計		(2,937)	10,481	(3,261)	35,638	(1,048)	14,828

※（ ）は箇所数

### 被害額の推移

（単位：百万円）

区分	年度	30	R1	2	3	4	5	
県	工	事	1,342	4,954	26	1,164	658	596
市	町	村	269	886	91	0	13	40
	計	1,611	5,840	117	1,164	671	636	

## 6 水 防

### (1) 水 防 体 制

水防事務の調整と円滑な実施が図れるよう、水防法第7条の規定により、水防計画を定めている。

水防本部は、県土整備部治水課に設置し、洪水による災害の防御、被害を最小限に止めるため、洪水等の予報・警報の伝達、水位・雨量及び被害状況の収集が速やかに行なえるよう関係機関との連絡系統と通信連絡網を確立させている。

### (2) 重要水防区域

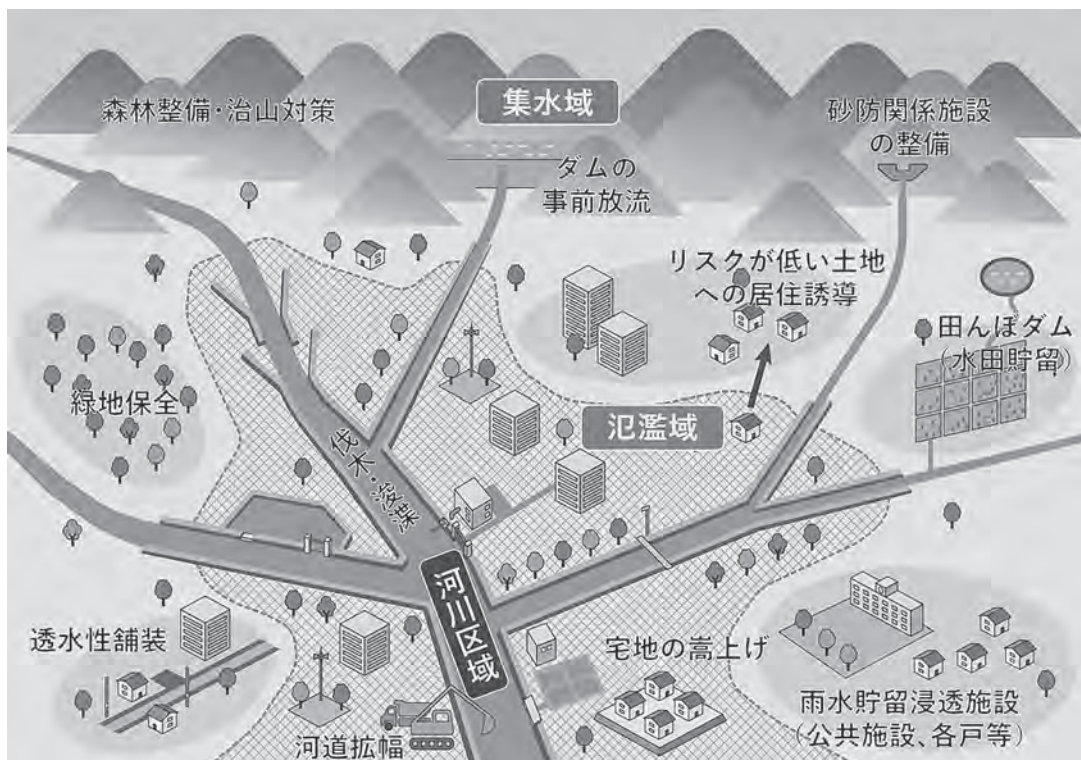
県内の重要水防区域は、国土交通省直轄関係 321 カ所、県関係 606 カ所、計 927 カ所である。この区域の決定にあたっては、設定基準にもとづき、県内河川、遊水池等で特に水防上警戒または防御を必要とする区域を決定したものである。

## 7 流 域 治 水

### (1) 流域治水への転換の必要性

近年の気候変動により想定を超える降雨が発生するなど水害リスクが増大しており、これまでの河川整備だけでは、被害を防止することが困難となっている。このため、河川整備のさらなる進捗と河川の外で雨水の流出を抑制する対策や、被害を軽減する対策を組み合わせた流域全体での総合的な防災減災対策である「流域治水」が必要となっている。

本県では令和3年6月に流域のあらゆる関係者が協働して近年の激甚化する気候変動に備えるために「山梨県流域治水対策推進基本方針」を定めた。



(2) 流域治水対策を推進するための基本方針

想定し得るあらゆる洪水に対して、人命を守り、資産等の被害軽減・解消を目標とし、3つのテーマに基づき、施策や手段を充実させながら、効果的な組み合わせにより、流域治水対策を推進する。

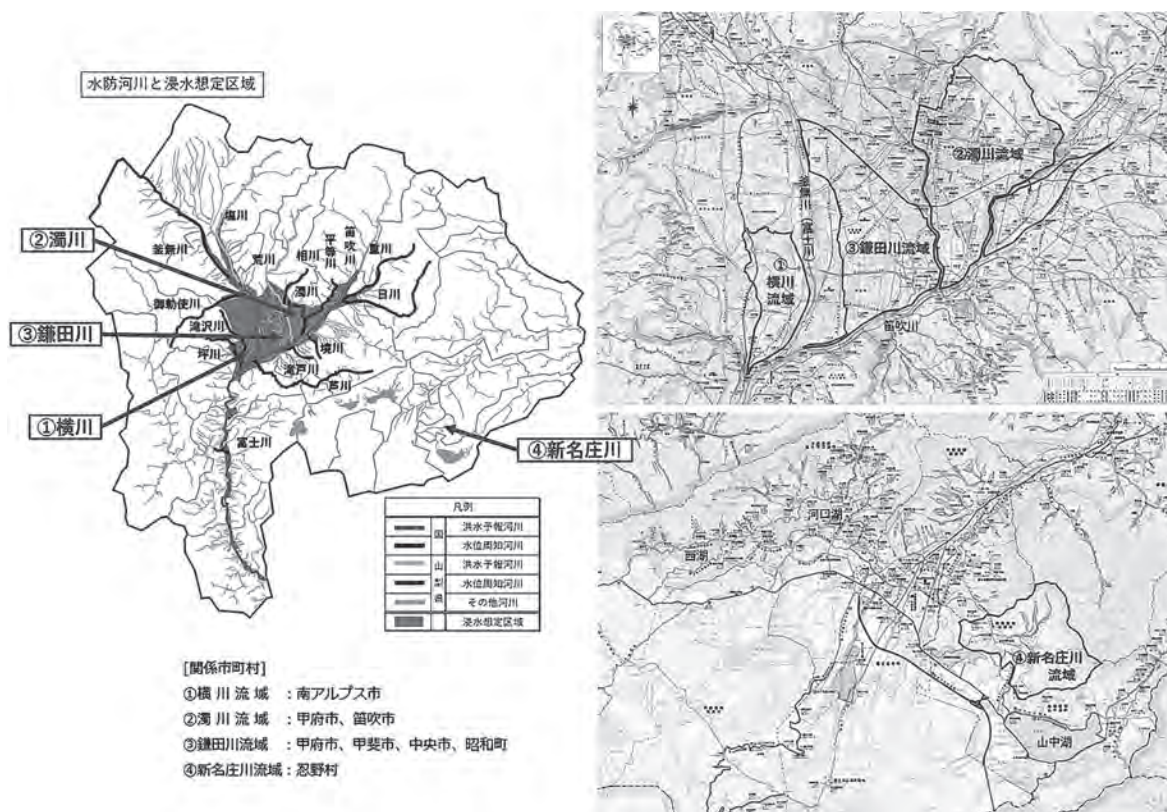
流域治水の基本的な3つのテーマ

テーマ	主な対策
<b>【テーマ1】</b> 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策	<b>集水域</b> ・雨水の流出抑制 （雨水貯留浸透施設、水田貯留等） <b>河川区域</b> ・河川改修、ダムの事前放流等
<b>【テーマ2】</b> 被害対象を減少させるための対策	<b>氾濫域</b> ・防災まちづくり、住まい方の工夫等
<b>【テーマ3】</b> 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策	<b>氾濫域</b> ・避難体制の強化 ・リスク情報の充実等

県が管理する主な河川の小流域単位に分割し、「流域治水」の必要性が高い箇所から、検討のモデルとなる4小流域を決定した。

モデル小流域ごとに流域治水検討会を設置し、課題等を検証した上で地域特性に応じた具体的な施策をアクションプランにとりまとめ、確実な実行に向けフォローアップを行う。

「流域治水」を進めている4つのモデル小流域



(3) 流域治水の取り組み状況

令和3年5月19日 山梨県流域治水推進会議を設置

令和3年6月14日 山梨県流域治水対策推進基本方針を策定

令和3年10月～ 4つのモデル小流域に「流域治水検討会を設置」

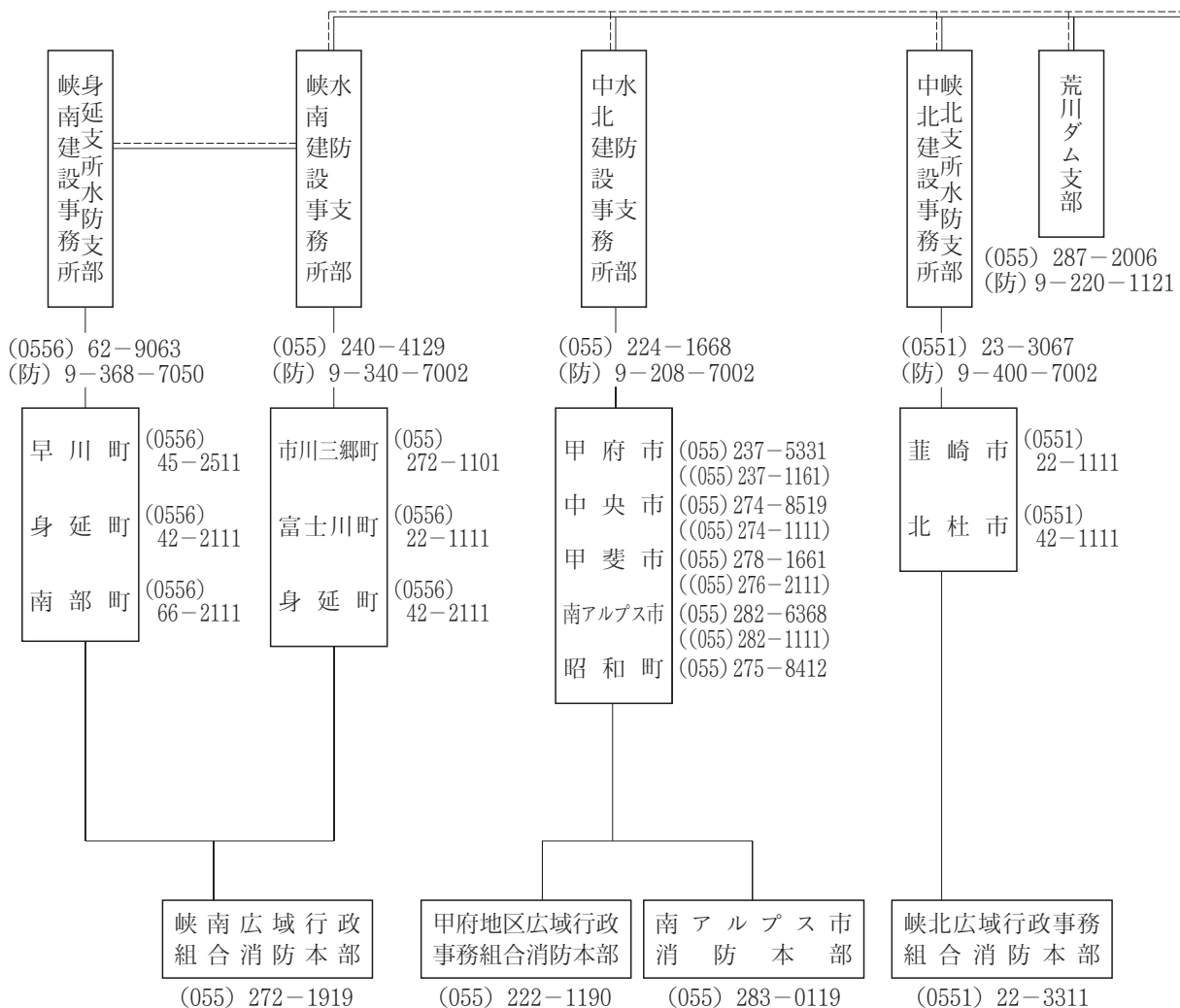
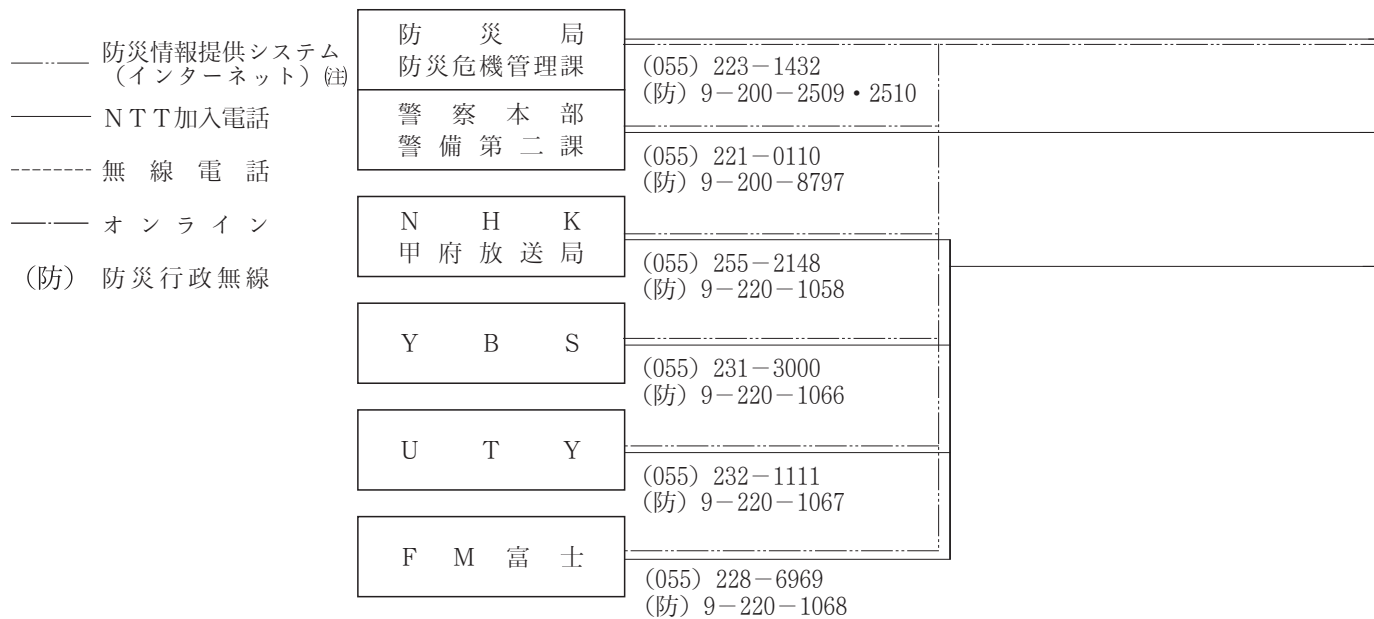
令和4年12月26日 流域治水対策アクションプラン【横川流域】を策定

令和6年2月14日 流域治水対策アクションプラン【濁川流域】を策定

(4) 中小河川の洪水浸水想定区域図

令和3年5月の水防法改正により、洪水予報河川および水位周知河川以外の河川においても、周辺に防護対象（住宅、要配慮者利用施設、避難施設、避難路、避難の用に供する施設等）が存在する場合、洪水浸水想定区域を指定することが義務化されたため、浸水想定区域の指定、区域図の作成、公表に取り組んでいる。

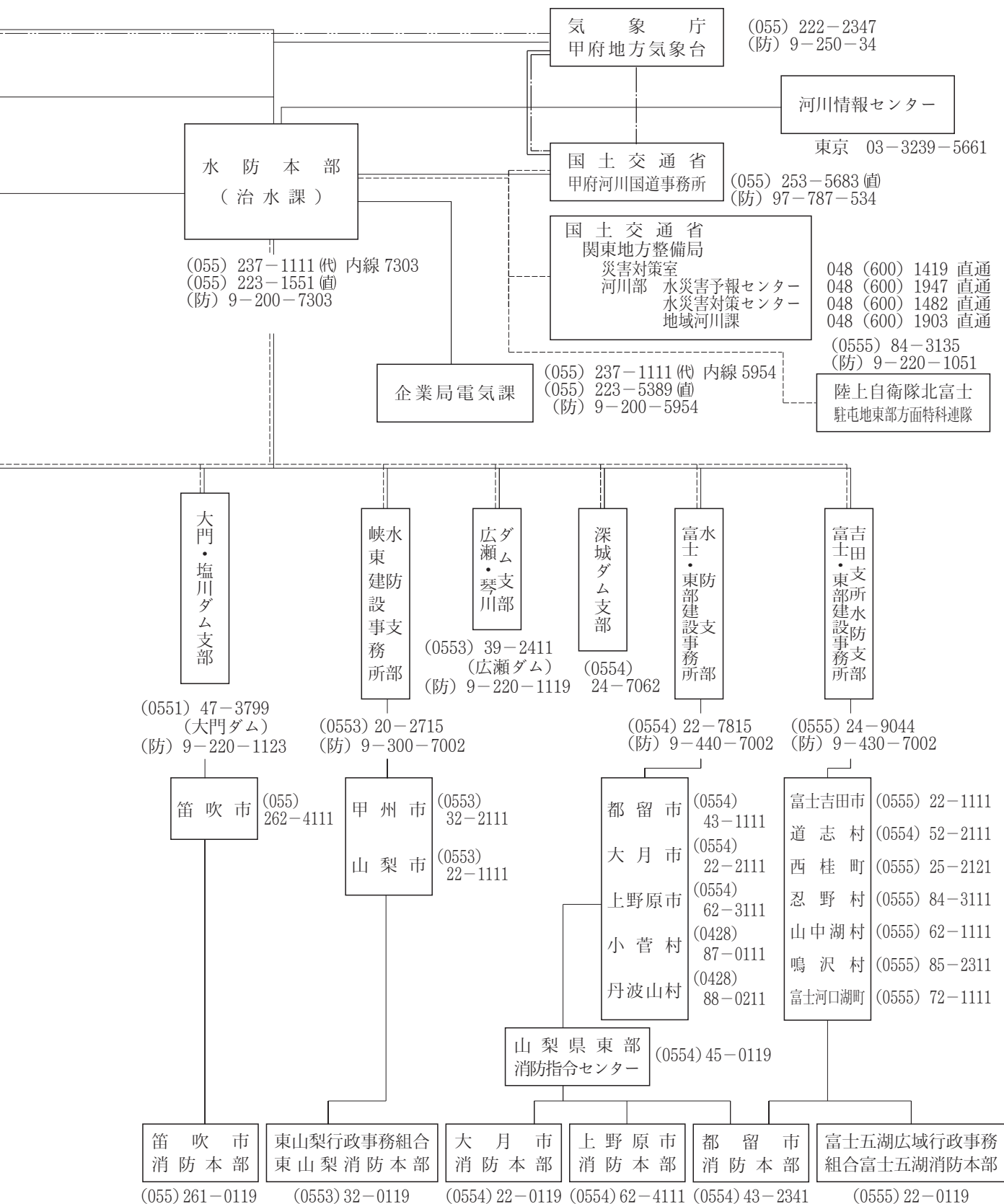
# 水 防 連 絡



(注) 地域における防災気象情報の利用を促進し、気象災害による被害の防止・軽減により一層貢献するため、インターネットを活用したシステムにより県市町村や防災関係機関等に提供している補助伝達手段である。



# 通 信 網 図



防 災 行 政 無 線

発信局	着信局	治 水 課	中北建設事務所	峡東建設事務所	峡南建設事務所	峡南建設事務所 身延支所	中北建設事務所 峡北支所
治 水 課	地上系		9-208-内線	9-300-内線	9-340-内線	9-368-内線	9-400-内線
	衛星系		-	916-300-内線	916-340-内線	-	916-400-内線
中北建設事務所	地上系	9-200-内線		9-300-内線	9-340-内線	9-368-内線	9-400-内線
	衛星系	-		-	-	-	-
峡東建設事務所	地上系	9-200-内線	9-208-内線		9-340-内線	9-368-内線	9-400-内線
	衛星系	916-200-内線	916-200- 9-208-内線		916-340-内線	916-200- 9-368-内線	916-400-内線
峡南建設事務所	地上系	9-200-内線	9-208-内線	9-300-内線		9-368-内線	9-400-内線
	衛星系	916-200-内線	916-200- 9-208-内線	916-300-内線		916-200- 9-368-内線	916-400-内線
峡南建設事務所 身延支所	地上系	9-200-内線	9-208-内線	9-300-内線	9-340-内線		9-400-内線
	衛星系	-	-	-	-		-
中北建設事務所 峡北支所	地上系	9-200-内線	9-208-内線	9-300-内線	9-340-内線	9-368-内線	
	衛星系	916-200-内線	916-200- 9-208-内線	916-300-内線	916-340-内線	916-200- 9-368-内線	
富 士 ・ 東 部 建 設 事 務 所	地上系	9-200-内線	9-208-内線	9-300-内線	9-340-内線	9-368-内線	9-400-内線
	衛星系	916-200-内線	916-200- 9-208-内線	916-300-内線	916-340-内線	916-200- 9-368-内線	916-400-内線
富 士 ・ 東 部 建 設 事 務 所 吉 田 支 所	地上系	9-200-内線	9-208-内線	9-300-内線	9-340-内線	9-368-内線	9-400-内線
	衛星系	916-200-内線	916-200- 9-208-内線	916-300-内線	916-340-内線	916-200- 9-368-内線	916-400-内線
荒 川 ダ ム	地上系	*-内線	*-9-208-内線	*-9-300-内線	*-9-340-内線	*-9-368-内線	*-9-400-内線
	衛星系	200-内線	200-9-208-内線	300-内線	340-内線	200-9-368-内線	400-内線
大 門 ダ ム	地上系	*-内線	*-9-208-内線	*-9-300-内線	*-9-340-内線	*-9-368-内線	*-9-400-内線
	衛星系	9-200-内線	9-200- 9-208-内線	9-300-内線	9-340-内線	9-200- 9-368-内線	9-400-内線
塩 川 ダ ム	地上系	*-内線	*-9-208-内線	*-9-300-内線	*-9-340-内線	*-9-368-内線	*-9-400-内線
	衛星系	7-200-内線	7-200- 9-208-内線	7-300-内線	7-340-内線	7-200- 9-368-内線	7-400-内線
広 瀬 ダ ム	地上系	*-内線	*-9-208-内線	*-9-300-内線	*-9-340-内線	*-9-368-内線	*-9-400-内線
	衛星系	200-内線	200-9-208-内線	300-内線	340-内線	200-9-368-内線	400-内線
琴 川 ダ ム	地上系	*-内線	*-9-208-内線	*-9-300-内線	*-9-340-内線	*-9-368-内線	*-9-400-内線
	衛星系	200-内線	200-9-208-内線	300-内線	340-内線	200-9-368-内線	400-内線
深 城 ダ ム	地上系	-	-	-	-	-	-
	衛星系	8-200-内線	8-200- 9-208-内線	8-300-内線	8-340-内線	8-200- 9-368-内線	8-400-内線

番 号 一 覧 (県)

富士・東部建設事務所	富士・東部建設事務所吉田支所	荒川ダム	大門ダム	塩川ダム	広瀬ダム	琴川ダム	深城ダム
9-440-内線	9-430-内線	9-220-1121	9-220-1123	9-220-1122	9-220-1119	9-220-1120	-
916-440-内線	916-430-内線	916-214	916-410	916-418-11	916-306	916-405	916-419-11
9-440-内線	9-430-内線	9-220-1121	9-220-1123	9-220-1122	9-220-1119	9-220-1120	-
-	-	-	-	-	-	-	-
9-440-内線	9-430-内線	9-220-1121	9-220-1123	9-220-1122	9-220-1119	9-220-1120	-
916-440-内線	916-430-内線	916-214	916-410	916-418-11	916-306	916-405	916-419-11
9-440-内線	9-430-内線	9-220-1121	9-220-1123	9-220-1122	9-220-1119	9-220-1120	-
916-440-内線	916-430-内線	916-214	916-410	916-418-11	916-306	916-405	916-419-11
9-440-内線	9-430-内線	9-220-1121	9-220-1123	9-220-1122	9-220-1119	9-220-1120	-
-	-	-	-	-	-	-	-
9-440-内線	9-430-内線	9-220-1121	9-220-1123	9-220-1122	-	9-220-1120	-
916-440-内線	916-430-内線	916-214	916-410	916-418-11	916-306	916-405	916-419-11
	9-430-内線	9-220-1121	9-220-1123	9-220-1122	9-220-1119	9-220-1120	-
	916-430-内線	916-214	916-410	916-418-11	916-306	916-405	916-419-11
9-440-内線		9-220-1121	9-220-1123	9-220-1122	9-220-1119	9-220-1120	-
916-440-内線		916-214	916-410	916-418-11	916-306	916-405	916-419-11
*-9-440-内線	*-9-430-内線		123	122	119	120	-
440-内線	430-内線		410	418-11	306	405	419-11
*-9-440-内線	*-9-430-内線	121		122	119	120	-
9-440-内線	9-430-内線	9-214		9-418	9-306	9-405	9-419
*-9-440-内線	*-9-430-内線	121	123		119	120	-
7-440-内線	7-430-内線	7-214	7-410		7-306	7-405	7-419
*-9-440-内線	*-9-430-内線	121	123	122		120	-
440-内線	430-内線	214	410	418-11		405	419-11
*-9-440-内線	*-9-430-内線	121	123	122	119		-
440-内線	430-内線	214	410	418-11	306		419-11
-	-	-	-	-	-	-	-
8-440-内線	8-430-内線	8-214	8-410	8-418-11	8-306	8-405	

防災行政無線番号一覧（市町村）

中北建設事務所	甲府市	地	9-220-1-008	峡南建設事務所	市川三郷町	地	9-220-1-021	
		衛	9-200-916-201			衛	916-343	
	中央市	地	9-220-1-020		身延町	地	9-220-1-025	
		衛	9-200-916-385			衛	916-363	
	甲斐市	地	9-220-1-016		富士川町	地	9-220-1-022	
		衛	9-200-916-381			衛	916-361	
	南アルプス市	地	9-220-1-014		峡南消防	地	9-220-1-042	
		衛	9-200-916-390			衛	916-346	
	昭和町	地	9-220-1-027		身延支所	身延町	地	9-220-1-025
		衛	9-200-916-384				衛	9-200-916-363
	甲府消防	地	9-220-1-036			早川町	地	9-220-1-024
		衛	9-200-916-213				衛	9-200-916-364
	南アルプス市消防	地	9-220-1-045			南部町	地	9-220-1-026
		衛	9-200-916-394				衛	9-200-916-367
峡北支所	韮崎市	地	9-220-1-013	峡南消防		地	9-220-1-042	
		衛	916-207			衛	9-200-916-346	
	北杜市	地	9-220-1-015	富士・東部建設事務所		大月市	地	9-220-1-012
衛		916-403	衛				916-206	
峡北消防	地	9-220-1-040	上野原市			地	9-220-1-018	
	衛	916-415				衛	916-441	
峡東建設事務所	笛吹市	地	9-220-1-017			都留市	地	9-220-1-010
		衛	916-321				衛	916-204
	山梨市	地	9-220-1-011		富士五湖消防	地	9-220-1-038	
		衛	916-205			衛	916-433	
	甲州市	地	9-220-1-019		吉田支所	富士吉田市	地	9-220-1-009
		衛	916-203				衛	916-202
	笛吹市消防	地	9-220-1-041		富士五湖消防	地	9-220-1-038	
		衛	916-330			衛	916-433	
	東山梨消防	地	9-220-1-043					
		衛	019-307					

# 山梨県総合河川情報システム

## 観測局位置図





# 第5 砂 防



テントウ沢 砂防工事 (大月市)





# 第5 砂 防

## 1 砂防の現況

本県の砂防事業は、日本最古の歴史を有し、明治14年全国に先がけて県単独費をもって市之瀬川（旧櫛形町）に砂防工事が行われている。本県の災害史をひもとく時、そこに綴られているものは、土石流との闘いであり、釜無川における武田信玄公の治水工事の遺跡を見るにつけても、いかに本県が地形的にも砂防を必要としているかが伺われる。

明治16年には、富士川流域の釜無川、笛吹川において内務省直轄砂防工事が施工されるようになり、明治30年砂防法が制定されるにいたり国庫補助の途が開かれ、本県では同34年大柳川外7河川で国庫補助砂防工事が始められた。それ以来、補助事業も次第に全県的に施工されるようになった。

昭和34年災害を契機に、山梨県砂防課の設置と、翌年の35年には本県に建設省富士川砂防工事事務所（現、国土交通省富士川砂防事務所）が設置され、早川流域、釜無川上流地域において直轄砂防工事が本格的に施工されている。また、平成30年度から富士山火山噴火対策として国土交通省富士川砂防事務所で行われている。

県民誰もが、安心して暮らせる災害に強い強靱な県土づくりに向けて、土砂災害を防止するため、砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業等の砂防工事を実施すると共に、土砂災害警戒区域等の周知徹底や防災知識の普及啓発、市町村の警戒避難体制の確立に向けての指導、協力等を実施し、ハードとソフトを併せた総合的な土砂災害対策を推進している。

水系別砂防指定地一覧表

令和6年3月31日現在

水 系 別		溪 流 数	箇 所 数	面 積 (ha)
一 級 水 系	富 士 川	853	1,240	17,663.15
	相 模 川	304	386	1,458.66
	多 摩 川	24	33	264.10
	富 士 山	1	2	17.94
	計	1,182	1,661	19,403.85
二 級 水 系	精 進 湖	3	3	5.20
	西 湖	6	9	18.71
	本 栖 湖	0	0	0.00
	計	9	12	23.91
合 計		1,191	1,673	19,427.76

砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域 事務所別一覧表

令和6年3月31日現在

指定区分 建設事務所名	砂防指定地箇所数	地すべり防止区域 指 定 箇 所 数	急傾斜地崩壊危険 区域指定箇所数	土砂災害警戒区域 指 定 箇 所 数
中 北 (本 所)	191	1	38	573 (486)
中 北 (峡北支所)	231	0	46	558 (473)
峡 東	308	1	46	1,322 (1,140)
峡 南 (本 所)	222	21	88	1,226 (893)
峡 南 (身延支所)	289	7	52	738 (553)
富士・東部 (本 所)	301	4	119	2,195 (1,965)
富士・東部 (吉田支所)	132	0	30	1,033 (926)
計	1,674	34	419	7,685 (6,436)

※ 土砂災害警戒区域指定は平成17年度から。( )内は特別警戒区域

## 2 砂 防 事 業

本県は、山地面積が県土の86%を占め、特に急流河川が多く、地質も脆弱であるため、水害や土砂災害を受けやすい環境にある。また、近年、全国各地で過去最大降水量を大幅に上回る集中豪雨が記録されており、いつ災害がおきるか予測が困難な状況にあるといえる。早期効果の発現を図るため、要配慮者利用施設の保全のほか、甚大な被害が想定される区域等への重点投資を行い、危険度、緊急度、被害軽減効果等を踏まえた優先度を考慮しながら効率的・効果的な事業展開を図っている。また、ハード対策では膨大な時間と費用がかかるため、ソフト対策も総合的なバランスを考慮しながら、充実を図っていく。

- ① 近年、各地で土石流による災害が多発している現状にかんがみ、緊急性の高い溪流に対する土石流対策砂防事業を実施。
- ② 火山地域より発生する土石流、火山泥流、溶岩流による災害を防止するための対策を総合的に実施する火山砂防事業を実施。
- ③ 土砂災害から人命を守るため、土砂災害のおそれのある区域について危険の周知、避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制等を行う、土砂災害警戒区域等の周知及び啓発。
- ④ 土砂災害警戒情報の補足情報や住民の自主避難の参考となる情報をリアルタイムで提供・公開している土砂災害警戒情報システム等の整備を実施。

## (1) 砂防事業費の推移（最近5箇年の推移）

(単位：千円)

事業名	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
通常砂防事業	3,248,356	4,693,155	3,364,510	4,409,733	3,851,282
火山砂防事業	716,800	948,425	773,850	925,050	535,500
土砂災害情報相互通報システム整備事業	9,495	18,990	63,000	18,900	96,100
災害関連緊急砂防等事業	—	—	—	—	—
公共事業計	3,974,651	5,660,570	4,201,360	5,353,683	4,482,882
砂防事業	874,816	1,319,696	1,800,148	1,683,114	1,789,072
砂防維持修繕	193,002	167,470	270,220	256,388	215,288
通常砂防受託事業	33,920	21,200	7,141	13,454	—
県単独事業計	1,101,738	1,508,366	2,077,509	1,952,956	2,004,360
国直轄事業費負担金	1,659,339	1,377,353	1,160,827	1,043,202	1,030,173
合計	6,735,728	8,546,289	7,439,696	8,349,841	7,517,415

### 3 地すべり対策事業

本県の地すべり対策事業は歴史が古く、地すべり等防止法が制定される昭和33年以前より市川三郷町（旧六郷町）市の坪において予備調査を行っていた。昭和34年度からは国庫補助事業が創設され、糸魚川構造線を有し地すべり地域が集中している峡南地域を中心に本格的な対策工を実施している。現在までに地すべり防止区域指定箇所は34箇所、指定面積691.62ヘクタールに及び一級河川富士川や第一次緊急輸送道路である国道52号をはじめとする公共施設や人家など、いのちとくらし、地域経済を支える事業を実施している。

#### (1) 地すべり防止区域指定箇所

令和6年3月31日現在

位 置	防 止 区 域		
	区 域 の 名 称	指 定 年 月 日	指 定 面 積 (ha)
西八代郡 市川三郷町 落居	市 の 坪	S 34. 10. 12 S 47. 12. 20	5.72 3.52
南巨摩郡 富士川町 柳川・十谷	柳 川	S 37. 2. 26	21.89
南巨摩郡 南部町 中野・本郷 南巨摩郡 身延町 横根・光子沢	南 沢	S 37. 5. 19 S 51. 4. 12	48.96 69.41
南巨摩郡 富士川町 十谷	西 沢	S 41. 8. 18 H 9. 2. 28	15.00 3.72
南巨摩郡 身延町 横根 横根中・光子沢	境 沢	S 44. 11. 26 H 4. 3. 12	13.00 12.00
西八代郡 市川三郷町 楠甫	楠 甫	S 47. 12. 20 S 54. 6. 22	5.44 8.73
西八代郡 市川三郷町 岩間	細 田	S 51. 4. 12	7.27
西八代郡 市川三郷町 落居	湯 の 岡 台	S 51. 4. 12	19.40
南巨摩郡 南部町 塩沢	塩 沢	S 51. 4. 12 H 2. 3. 31	11.21 2.49
南巨摩郡 身延町 清子	清 子	S 52. 6. 7	67.73
南巨摩郡 南部町 大和・塩沢	大 和	S 53. 4. 24 H 24. 3. 29	40.30 6.06
西八代郡 市川三郷町 岩間	加 入 道	S 53. 4. 24 H 2. 3. 31	46.61 8.80
山梨市 切差	戸 市	S 53. 4. 24	7.38
南巨摩郡 富士川町 鹿島	鹿 島	S 53. 4. 24	5.00
西八代郡 市川三郷町 葛籠沢・岩間	つ づ ら 沢	S 54. 6. 22 H 7. 7. 24	13.12 4.94
北都留郡 小菅村	小 永 田	S 54. 6. 22 H 11. 3. 23	31.41 5.72
西八代郡 市川三郷町 落居	神 有	S 61. 3. 25 H 7. 7. 24	13.15 12.64
南巨摩郡 身延町 市ノ瀬	宮 林	S 61. 3. 25	8.90

位 置	防 止 区 域		
	区 域 の 名 称	指 定 年 月 日	指 定 面 積 (ha)
西八代郡 市川三郷町 宮原	宮 原	S 62. 3. 16 H 7. 7. 24	6.43 1.31
大月市 七保町駒宮	駒 宮	S 62. 12. 19	8.00
西八代郡 市川三郷町 岩間・落居	狭 間 田	H 1. 3. 31 H 7. 7. 24	11.27 1.38
南巨摩郡 身延町 西島	西 島	H 7. 7. 24	8.72
南巨摩郡 身延町 久保	嶺	H 9. 2. 28	15.90
西八代郡 市川三郷町 葛籠沢・岩間・落居	岩 間	H 11. 3. 23 H 19. 12. 7	18.10 10.03
甲府市 湯村三丁目	湯 村	H 14. 1. 25	5.18
南巨摩郡 身延町 伊沼	伊 沼	H 14. 1. 25	6.23
上野原市 西原	藤 尾	H 14. 1. 25 R 5. 3. 17	11.60 14.11
南巨摩郡 身延町 北川	横 手	H 16. 3. 10	9.32
西八代郡 市川三郷町 落居	向 村	H 16. 3. 10	5.26
南巨摩郡 身延町 波木井	古 屋 敷	H 16. 3. 10	11.78
南巨摩郡 身延町 和田	和 田	H 16. 3. 26	5.08
大月市 賑岡町 奥山	奥 山	H 16. 3. 26	9.97
南巨摩郡 身延町 古関・北川	田 ノ 上	H 17. 6. 16	7.15
南巨摩郡 身延町 常葉	五 条	H 28. 5. 26	5.28
計	34 箇 所		691.62

(2) 地すべり対策事業費の推移（最近5箇年の推移）

（単位：千円）

事 業 名	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
地すべり対策事業	66,375	223,250	142,800	305,850	301,150
災害関連緊急砂防等事業	—	—	—	—	—
公 共 事 業 計	66,375	223,250	142,800	305,850	301,150
県単独地すべり対策事業	40,320	28,806	23,728	47,265	47,265
県単独事業計	40,320	28,806	23,728	47,265	47,265
合 計	106,695	252,056	166,528	353,115	348,415

#### 4 急傾斜地崩壊対策事業

本県は、急峻な地形や脆弱な地質を抱えており、峽南地域や東部地域を中心に急傾斜地が多く分布している。斜面の高さが30mを超える超大斜面の割合が多いのが特徴である。昭和42年度より国庫補助事業及び県単独事業により対策工事を実施している。これまでに指定した急傾斜地崩壊危険区域は419箇所、がけ崩れ災害から人命を守るため、人家や要配慮者利用施設、避難路等を保全する事業を実施している。

(1) 急傾斜地崩壊対策事業費の推移（最近5箇年の推移）

（単位：千円）

事業名	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
急傾斜地崩壊対策事業	1,514,189	1,872,225	2,011,675	2,161,300	2,552,050
災害関連緊急砂防等事業	—	—	—	—	—
公共事業計	1,514,189	1,872,225	2,011,675	2,161,300	2,552,050
県単独急傾斜地崩壊対策事業	274,620	297,920	385,128	119,189	487,034
県単独事業計	274,620	297,920	385,128	119,189	487,034
合計	1,788,809	2,170,145	2,396,803	2,280,489	3,039,084

# 第6都市計画



都市計画道路 田富町敷島線





# 第6 都 市 計 画

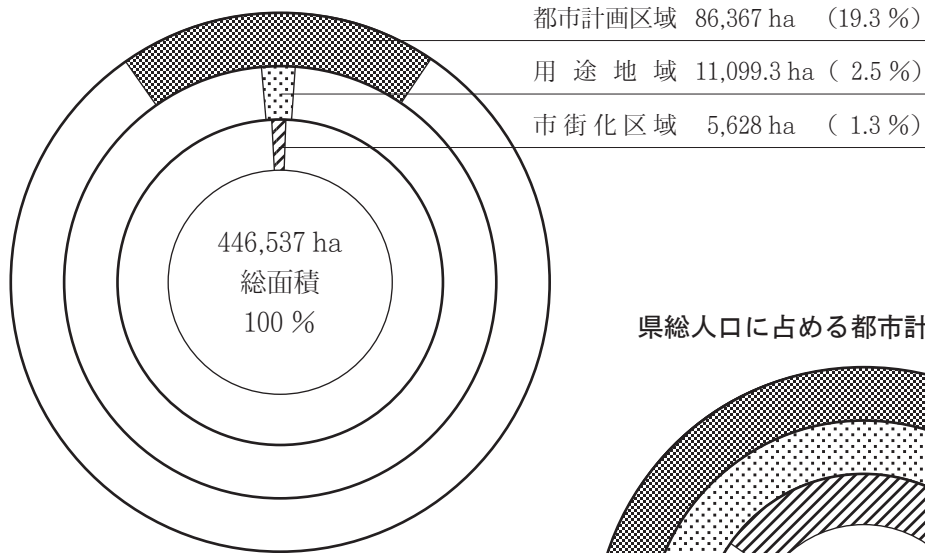
## 1 都市計画の現状

都市計画法に基づき、行政区域にとらわれず、一体の都市として整備・開発・保全を行い、総合的に良好な市街地をつくるため、現在、20市町村（全県27市町村）に12都市計画区域を指定し、都市施設の整備等を進めている。

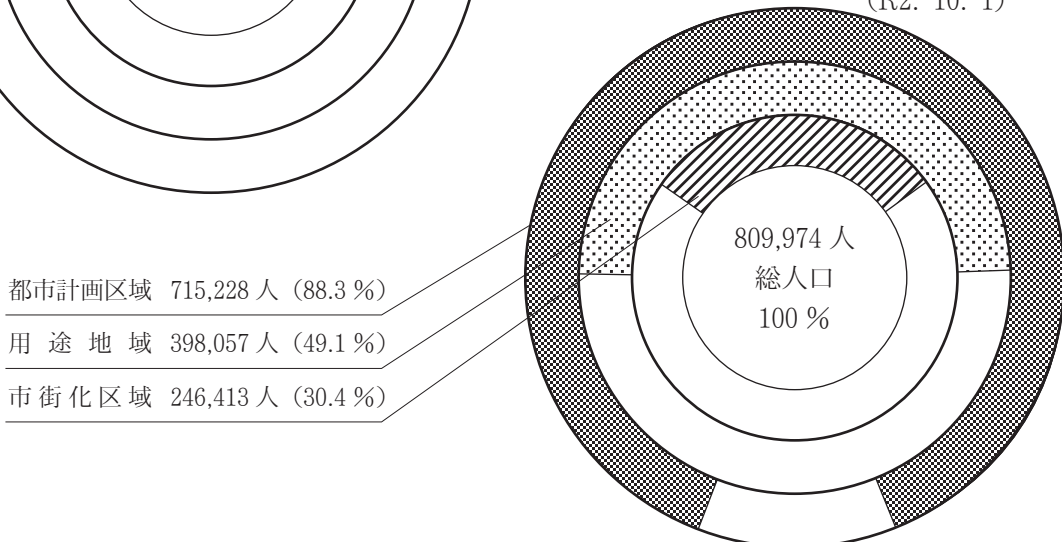
甲府都市計画区域（甲府市、甲斐市、中央市、昭和町）については、市街化区域および市街化調整区域が設定されている。また、甲府都市計画区域の4市町のほか、富士吉田市、甲州市、山梨市、都留市、大月市、韮崎市、南アルプス市、笛吹市、上野原市、市川三郷町、富士川町、身延町、富士河口湖町の計17市町で用途地域の指定を行っている。

本県では、都市計画区域を越えた広域的な課題の増加に伴い、平成21年度に、県土全域を計画対象とした「山梨県都市計画マスタープラン（県マス）」を策定し、これに則し、平成22年度に「都市計画区域マスタープラン（区域マス）」を改定した。その後、計画期間を迎えたことや、リニア中央新幹線の整備、立地適正化計画の創設を始めとした法改正などの変化に伴い、令和2年度に県マスを、令和3年度に区域マスを改定した。この見直しにおいて、都市づくりの基本理念は、「都市機能の集約と連携による持続可能な都市づくり」としている。

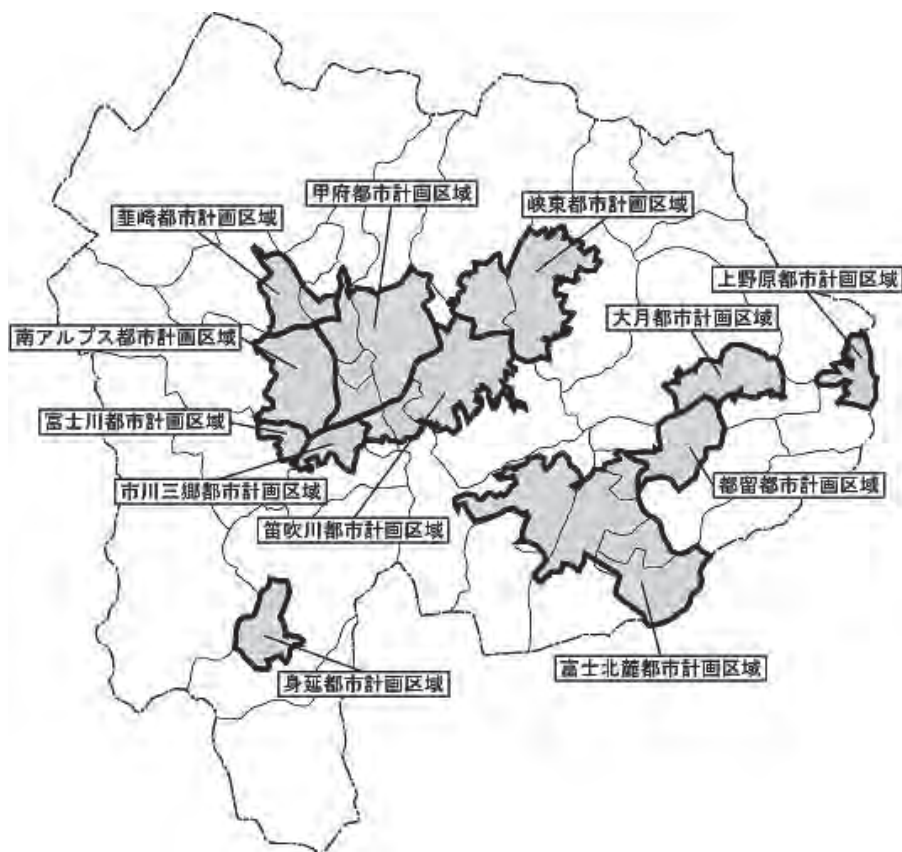
県土に対する都市計画区域面積



県総人口に占める都市計画区域内人口  
(R2. 10. 1)



## 都市計画区域図



## 都市計画区域現況表

区域名	都市名	行政区域		都市計画区域		市街化区域等			人口集中地区 (R2)	
		面積(ha)	人口(人)	面積(ha)	人口(人)	市街化区域 面積(ha)	用途地域 面積(ha)	人口(人)	面積(ha)	人口(人)
甲府府	甲府市	21,247	189,591	7,862	183,700	3,190	3,079.5	151,349	3,291	149,277
	甲斐市	7,195	75,313	1,950	57,752	1,196	1,198.8	54,477	1,085	51,660
	中央市	3,169	31,216	1,792	28,056	685	686.1	23,277	275	8,655
	昭和町	908	20,909	908	20,909	557	558.0	17,310		
	小計			12,512	290,417	5,628	5,522.4	246,413	4,651	209,592
富士北麓	富士吉田市	12,174	46,530	5,425	49,003		1,368.0	42,246	660	23,613
	富士河口湖町	15,840	26,082	6,715	24,341		541.0	13,041		
	西桂町	1,522	4,041	1,125	4,342					
	忍野村	2,505	9,237	2,505	8,968					
	山中湖村	5,305	5,179	4,978	5,208					
	小計			20,748	91,862	0	1,909.0	55,287	660	23,613
峡東	甲州市	26,411	29,237	7,308	28,218		234.9	5,940		
	山梨市	28,980	33,435	3,456	28,467		334.5	8,390	218	5,445
	小計			10,764	56,685	0	569.4	14,330	218	5,445
都留	都留市	16,163	31,016	5,291	28,865		549.0	15,599	182	8,067
大月	大月市	28,025	22,512	5,110	18,654		351.7	8,236		
斐崎	斐崎市	14,369	29,067	2,781	22,398		319.8	7,890		
	甲斐市			904	15,301		233.6	8,422	21	1,182
	小計			3,685	37,699	0	553.4	16,312	21	1,182
市川三郷	市川三郷町	7,518	14,700	2,189	11,520		224.8	6,829		
	富士川町			45	233					
	小計			2,234	11,753	0	224.8	6,829	0	0
富士川	富士川町	11,200	14,219	1,347	12,776		263.4	6,577		
上野原	上野原市	17,057	22,669	2,375	18,532		344.3	11,329	167	6,979
南アルプス	南アルプス市	26,414	69,459	7,420	69,105		492.6	9,449		
身延	身延町	30,198	10,663	3,707	4,457		84.3	1,705		
笛吹川	笛吹市	20,192	66,947	8,820	66,412		235.0	5,991		
	甲府市			1,461	4,851					
	中央市			893	3,160					
	小計			11,174	74,423	0	235.0	5,991	0	0
合計			86,367	715,228	5,628	11,099.3	398,057	5,899	254,878	

※ 面積については令和6年3月31日時点。

「行政区域の人口」及び「人口集中地区の人口」は令和2年国勢調査結果による。

「都市計画区域の人口」及び「市街化区域等の人口」は都市計画基礎調査等により、基準日は甲府、峡東、斐崎、笛吹川、市川三郷、富士川、南アルプス都市計画区域は令和2年10月1日、富士北麓、都留、大月、上野原、身延都市計画区域は平成27年10月1日である。

「行政区域の面積及び人口」は、各市町村全域(体)の面積及び人口である。(本栖湖面積4.70km<sup>2</sup>を除く)

# 都市計画決定一覧表

(令和6年3月31日現在)

区域名	都市名	市街化及び市街化調整					地域地区										都市施設										市開発事業			促進地区	地区計画等
		用	特	防	風	高	道	公	墓	公	流	都	都	火	汚	ご	ご	市	一	戦	土	市	工	市	地	地					
		途	別	火	度	路	園	園	共	域	市	市	葬	物	み	み	団	災	地	街	業	街	区	計	画						
		途	用	・	利	園	園	下	下	下	下	河	場	処	焼	地	復	区	地	再	団	地	画	再	計						
		途	用	準	用	地	園	道	道	道	川	場	理	却	処	興	画	整	再	地	地	造	再	計	画						
		途	用	防	地	路	園	道	道	道	川	場	理	却	処	興	画	整	再	地	地	造	再	計	画						
甲府	甲府市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
	甲斐市	○	○	○					○	○		○	○							○						○					
	中央市	○	○	○					○	○		○	○		○	○				○		○				○					
	昭和町	○	○	○					○	○		○	○							○		○				○					
富士北麓	富士吉田市		○	○	○				○	○		○	○		○	○					○										
	富士河口湖町		○	○					○	○		○	○		○						○										
	西桂町											○	○																		
	忍野村					○						○	○																		
	山中湖村								○	○		○	○				○	○													
峡東	甲州市		○		○				○	○		○	○		○	○					○										
	山梨市		○		○				○	○		○	○		○	○					○										
都留	都留市		○	○	○				○	○		○	○		○	○															
大月	大月市		○		○				○	○		○	○																		
斐崎	斐崎市		○		○				○	○		○	○		○	○										○					
	甲斐市		○		○				○			○	○																		
市川三郷	市川三郷町		○						○	○		○	○		○	○										○					
	富士川町											○	○													○					
富士川	富士川町		○						○	○		○	○								○										
上野原	上野原市		○	○	○	○			○			○	○		○	○	○									○					
南アルプス	南アルプス市		○						○	○		○	○		○	○					○					○					
身延	身延町		○			○			○	○		○									○										
笛吹川	笛吹市		○						○	○		○	○		○		○				○					○					
	甲府市								○			○	○		○																
	中央市																														
合計 12 区域 20 市町村		4	18	8	9	4	1	20	17	1	23	21	6	4	7	10	8	5	1	1	1	12	1	3	1	10					

## 2 地域地区

都市計画法第8条に基づき都市の機能的な活動を確保し、適正な利用と保全を守るため、つぎの地域地区を設定している。

### (1) 用途地域

建築基準法により、建築物の用途、容積率、建ぺい率等について規制する地域。

### 用途地域一覧表

(令和6年3月31日現在)(単位:ha)

都市計画 区域名	決 年 月 日	第1種 低層住居 専用地域	第2種 低層住居 専用地域	第1種中 高層住居 専用地域	第2種中 高層住居 専用地域	第1種 住居地域	第2種 住居地域	準住居 地 域	近隣商業 地 域	商 業 地 域	準工業 地 域	工 業 地 域	工業専用 地 域	計
市町村名														
甲 府		382	396	1,345	214.2	1,450	243.1	179.7	100.3	278.3	453.9	185.9	294	5,522.4
甲府市	R 6. 1.30	136	264	880	118	716	156	97	69.5	270	223	59	91	3,079.5
甲斐市	R 3. 3. 5	246	80	97	80	473	22	60	9.8	—	52	79	—	1,198.8
中央市	H 28. 7. 1	—	30	266	6.2	125	44.1	14	4.0	—	104.9	9.9	82	686.1
昭和町	H 20. 3.17	—	22	102	10	136	21	8.7	17	8.3	74	38	121	558
富士北麓		76	143	244	—	750	54	175	134	42	202	65	24	1,909
富士市	H 27. 3.12	76	53	206	—	498	54	158	38	42	154	65	24	1,368
富士河口湖町	H 27. 3.12	—	90	38	—	252	—	17	96	—	48	—	—	541
峡 東		139	—	90	63	139	71	14	33.9	8.3	4.4	6.8	—	569.4
甲州市	H 15. 1.24	33	—	45	50	62	14	14	16.9	—	—	—	—	234.9
山梨市	H 28. 3.10	106	—	45	13	77	57	—	17	8.3	4.4	6.8	—	334.5
都 留		31	—	—	34	295	22	45	2	21	99	—	—	549
都留市	H 25. 9.20	31	—	—	34	295	22	45	2	21	99	—	—	549

都市計画 区域名	決 年 月 日	第1種 低層住居 専用地域	第2種 低層住居 専用地域	第1種中 高層住居 専用地域	第2種中 高層住居 専用地域	第1種 住居地域	第2種 住居地域	準住居 地 域	近隣商業 地 域	商 業 地 域	準工業 地 域	工 業 地 域	工業専用 地 域	計
大 月		69	—	1.2	—	176.0	—	80.0	7.5	18.0	—	—	—	351.7
大月市	R 3. 2.16	69	—	1.2	—	176.0	—	80.0	7.5	18.0	—	—	—	351.7
韭 崎		83	5.8	98.8	10	232	32	23	31.8	13	24	—	—	553.4
韭崎市	H 19.12.19	12	5.8	68	10	113	32	23	29	13	14	—	—	319.8
甲斐市	H 13.12. 6	71	—	30.8	—	119	—	—	2.8	—	10	—	—	233.6
市川三郷		—	3.2	59	—	88	4.8	—	—	6.8	37	26	—	224.8
市川三郷町	H 23. 3.24	—	3.2	59	—	88	4.8	—	—	6.8	37	26	—	224.8
上野原		38	—	72	—	108	14	3.6	3.7	6.5	6.8	50.4	41.3	344.3
上野原市	H 26.12.15	38	—	72	—	108	14	3.6	3.7	6.5	6.8	50.4	41.3	344.3
南アルプス		33	11	158	—	163	10	—	13.8	11	12	8.8	72	492.6
南アルプス市	H 23. 3.24	33	11	158	—	163	10	—	13.8	11	12	8.8	72	492.6
富士川		—	—	63	3.3	125	1.1	10	29	—	12	20	—	263.4
富士川町	H 23. 3.24	—	—	63	3.3	125	1.1	10	29	—	12	20	—	263.4
身延町		8.8	4.6	14	5.9	33	—	—	18	—	—	—	—	84.3
身延町	H 8. 6.24	8.8	4.6	14	5.9	33	—	—	18	—	—	—	—	84.3
笛吹川		—	—	33	—	98	10	—	13	81	—	—	—	235.0
笛吹川	H 23. 3.24	—	—	33	—	98	10	—	13	81	—	—	—	235.0
合 計		859.8	563.6	2,178.0	330.4	3,657.0	462.0	530.3	387.0	485.9	851.1	362.9	431.3	11,099.3

### 3 都 市 施 設

#### (1) 都市計画道路

都市計画道路は、都市の土地利用計画に基づき都市機能を合理的かつ機能的に発揮させるため、都市間及び都市内の都市施設を結ぶ重要な施設であり、本県においては、総延長約 475.1 kmを計画決定し、うち約 304.7 km、64.1 %が改良済である。

#### 整 備 状 況

単位：km、%、㎡（令和6年3月31日）

区 域 名	都 市 計 画 道 路						都 市 名
	道 路				広 場		
	路線数	計画延長	整備延長	整備率	ヶ所数	面 積	
甲 府	72	196.8	128.3	65.2	5	24,850	甲府、甲斐、中央 昭和
富士北麓	21	58.1	33.3	57.3	4	7,530	富士吉田、西桂、富士河口湖 山中湖、忍野
峡 東	21	30.4	19.5	64.2	4	12,700	山梨、甲州
都 留	12	23.0	10.1	44.0	2	2,640	都留
大 月	7	9.4	4.3	45.6	1	3,000	大月
韮 崎	20	24.8	19.9	80.1	1	4,500	韮崎、甲斐
市川三郷	11	13.9	4.4	31.4	1	75	市川三郷、富士川
富 士 川	12	20.4	18.6	90.9	0	0	富士川
上 野 原	10	10.2	0.4	4.3	0	0	上野原
南アルプス	24	57.1	51.2	89.6	0	0	南アルプス
身 延	7	13.0	7.0	53.7	1	1,340	身延
笛 吹 川	10	17.9	7.8	43.7	1	3,600	甲府、笛吹、中央
計	227	475.1	304.7	64.1	20	60,235	

※ 広場は供用した箇所数及び面積である。

令和6年度街路事業箇所表

単位：百万円（令和6年6月現計）

路線名	市町村名	全体計画		令和6年度		摘要
		事業費	内容	事業費	内容	
(都)和戸町竜王線 (城東工区)	甲府市	3,062	L= 337m W= 22m	89	仮橋工 一式	施工年度 (H24 ~ R10)
(都)和戸町竜王線 (中央5丁目工区)	甲府市	3,062	L= 241m W= 22m	89	工事 L=60m	施工年度 (H26 ~ R10)
(都)和戸町竜王線 (検察庁南工区)	甲府市	1,440	L= 220m W= 25m	52	測量設計 一式	施工年度 (R6 ~ R15)
(都)高畑町昇仙峡線 (Ⅱ期工区)	甲府市	1,440	L= 320m W= 16m	127	工事 L=100m	施工年度 (R1 ~ R7)
(都)新環状・緑が丘アクセス線	甲府市	1,523	L= 645m W= 18.5m	168	舗装工事 A=500㎡ 工事 L=100m	施工年度 (H21 ~ R7)
(都)太田町蓬沢ほか2路線 (遠光寺東工区)	甲府市	3,660	L= 790m W= 22m	84	用地補償 一式	施工年度 (H23 ~ R7)
(都)大手二丁目浅原橋線 (柳町工区)	甲府市	2,100	L= 200m W= 18m	95	工事 L=50m	施工年度 (H30 ~ R7)
(都)大手二丁目浅原橋線 (中央四丁目工区)	甲府市	900	L= 120m W= 18m	168	用地補償 一式	施工年度 (R3 ~ R10)
(都)大手二丁目浅原橋線 (緑橋工区)	甲府市	1,500	L= 200m W= 18.0m	236	用地調査 一式	施工年度 (R5 ~ R14)
(都)大手二丁目浅原橋線 (遠光寺電共工区)	甲府市	400	L= 300m W= 16.0m	84	設計 一式	施工年度 (R5 ~ R14)
(都)丸の内二丁目竜王駅前線 (飯田工区)	甲府市	650	L= 500m W= 12.5m	84	工事 L=200m	施工年度 (R4 ~ R10)
(都)山梨市駅南線 (Ⅰ期工区)	山梨市	2,800	L= 720m W= 17m	210	用地補償 一式 工事 L=500m	施工年度 (H24 ~ R6)
(都)山梨市駅南線 (Ⅱ期工区)	山梨市	2,000	L= 610m W= 17.0m	53	測量設計 一式 用地調査 一式	施工年度 (R5 ~ R14)
(都)韮崎本町通り線	韮崎市	500	L= 510m W= 14.0m	105	工事 L=200m	施工年度 (R5 ~ R14)
(都)田富町敷島線 (富竹Ⅱ期工区)	甲斐市	2,625	L= 840m W= 17m	79	工事 L=100m 舗装工事 A=1,800㎡	施工年度 (H24 ~ R8)
(都)田富町敷島線 (仲新居工区)	甲斐市	1,650	L= 440m W= 16m	79	舗装工事 A=500㎡	施工年度 (H25 ~ R7)
(都)田富町敷島線 (篠原電共工区)	甲斐市	350	L= 350m W= 16m	84	工事 L=100m 舗装工事 A=1,800㎡	施工年度 (R2 ~ R6)
(都)田富町敷島線 (釜無電共Ⅰ期工区)	甲斐市	750	L= 750m W= 16m	84	工事 L=220m	施工年度 (R2 ~ R8)
(都)田富町敷島線 (中下条Ⅱ期工区)	甲斐市	1,700	L= 560m W= 16m	84	用地補償 一式	施工年度 (R4 ~ R13)
(都)田富町敷島線 (中下条電共工区)	甲斐市	900	L= 840m W= 16m	84	工事 L=100m	施工年度 (R4 ~ R13)
(都)田富町敷島線 (釜無電共Ⅱ期工区)	甲斐市	900	L= 875m W= 16m	84	工事 L=200m	施工年度 (R4 ~ R13)
(都)田富町敷島線 (名取電共工区)	甲斐市	400	L= 330m W= 17m	84	引込・連携設備 一式	施工年度 (R4 ~ R10)
(都)桜井町敷島線 (千塚工区)	甲府市	950	L= 850m W= 16m	84	工事 L=150m	施工年度 (R4 ~ R13)
(都)桜井町敷島線 (島上条工区)	甲斐市	600	L= 380m W= 16m	53	工事 L=150m	施工年度 (R4 ~ R10)
(都)桜井町敷島線 (島上条Ⅱ期工区)	甲斐市	700	L= 600m W= 16m	53	工事 L=100m	施工年度 (R4 ~ R13)
(都)桜井町敷島線 (西町工区)	甲斐市	700	L= 590m W= 16.0m	53	工事 L=100m	施工年度 (R5 ~ R14)
(都)島上条山宮線	甲斐市	600	L= 600m W= 16m	73	舗装工事 A=1,800㎡	施工年度 (R3 ~ R10)
(都)滝坂下今井線	甲斐市	850	L= 980m W= 17m	83	引込・連携設備 一式	施工年度 (R3 ~ R12)
(都)石和温泉駅前線 (Ⅰ期工区)	笛吹市	400	L= 200m W= 12m	53	設計 一式	施工年度 (R4 ~ R10)
(都)大門桃林線 (市川大門工区)	市川三町	2,000	L= 750m W= 16.0m	158	用地調査 一式	施工年度 (R5 ~ R14)
計		41,112		2,915		



(2) 都 市 公 園

都市公園は、都市に緑と安らぎを与え、都市景観の重要な要素になると共に、都市のオープンスペースとして、又都市生活のスポーツ・レクリエーション等の場として健全な都市建設に欠かせない施設となっている。

現在、開設済都市公園は、211箇所、面積819.05haで、都市計画区域内の住民1人当たり公園面積は、11.57㎡となっている。(令和4年度末)

整 備 状 況

単位：箇所、ha（令和5年3月31日現在）

公園種別	都市計画決定		開 設	
	箇所数	面積	箇所数	面積
街区公園	64	19.88	125	38.52
近隣公園	27	49.60	31	55.94
地区公園	14	66.70	17	92.07
住区基幹公園計	105	136.18	173	186.53
総合公園	10	143.10	10	142.62
運動公園	5	133.90	5	124.67
都市基幹公園計	15	277.00	15	267.29
広域公園	5	368.7	5	217.70
特殊公園 墓園	1	76.7	1	3.98
〃 風致	3	46.30	3	46.02
〃 歴史	2	1.1	2	1.10
都市緑地	6	61.70	10	92.25
都市林	0	0	1	0.27
緩衝緑地	1	3.91	1	3.91
<b>合 計</b>	<b>138</b>	<b>971.59</b>	<b>211</b>	<b>819.05</b>

※ 都市計画決定面積：街区公園・都市緑地 小数点以下2位まで  
 その他の公園 〃 1 〃  
 開設面積： 〃 2 〃  
 令和4年度末都市計画区域内人口 708千人

令和6年度公園事業箇所

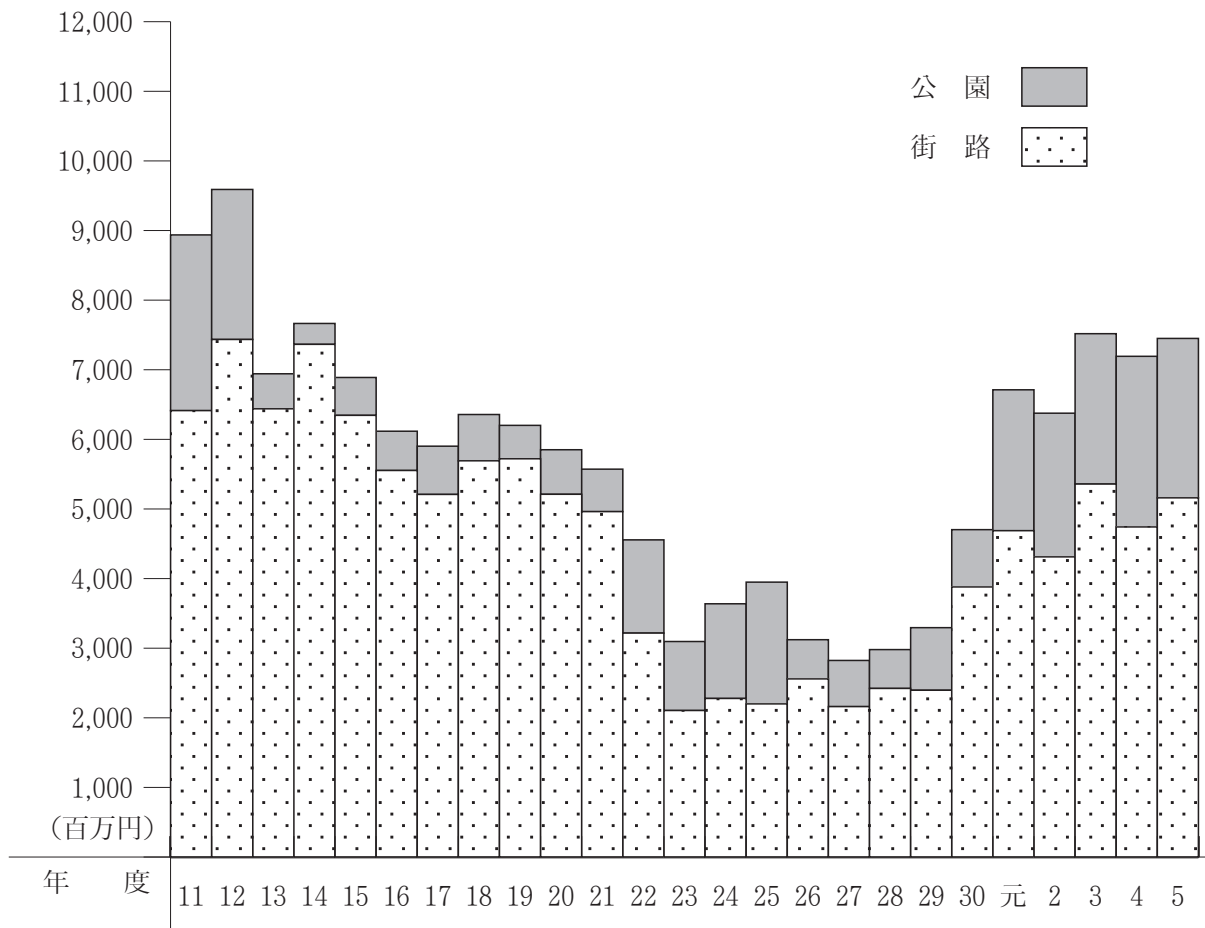
単位：百万円（令和6年6月現計）

公園名	面積	市町村名	公共 単独 の別	6年度			内 容	主要施設	摘 要
				事業費	内 訳				
					用地	施設			
小瀬スポーツ公園	46.0	甲府市	公	471	－	471	野球場改修工事	野球場	R2～運動公園
			単	370	－	370			
富士川クラフトパーク	52.8	身延町	公	188	－	188	非常用電源整備工事	管理棟	R2～広域公園
			単	38	－	38			
富士北麓公園	31.6	富士吉田市	公	36	－	36	非常用電源整備工事	体育館	R2～広域公園
			単	104	－	104			
笛吹川フルーツ公園	19.5	山梨市	公	103	－	103	へりポート拡張工事	へりポート	R2～総合公園
			単	269	－	269			
桂川ウェルネスパーク	42.1	大月市	公	77	－	77	へりポート整備工事	へりポート	R2～広域公園
			単	60	－	60			
舞鶴城公園	6.5	甲府市	公	492	462	30	用地買収、埋蔵文化財調査	南広場	R2～風致公園
			単	14	－	14			
曾根丘陵公園	38.1	甲府市	公	35	－	35	トイレ改修工事	トイレ	R2～広域公園
			単	11	－	11			
緑が丘スポーツ公園	31.1	甲府市	公	77	－	77	体育館改修工事	体育館	R2～運動公園
			単	12	－	12			
御勅使南公園	33.5	南アルプス市	公	60	－	60	園路改修工事	園路	R2～総合公園
			単	4	－	4			
芸術の森公園	6.0	甲府市	公	1	－	1	公園施設改修工事	園内	R4～地区公園
			単	－	－	－			
釜無川スポーツ公園	8.7	甲斐市	公	41	－	41	橋梁架替工事	橋梁	R2～運動公園
			単	5	－	5			
御勅使園	2.4	韮崎市	公	25	－	25	照明改修工事	照明	R4～近隣公園
			単	－	－	－			

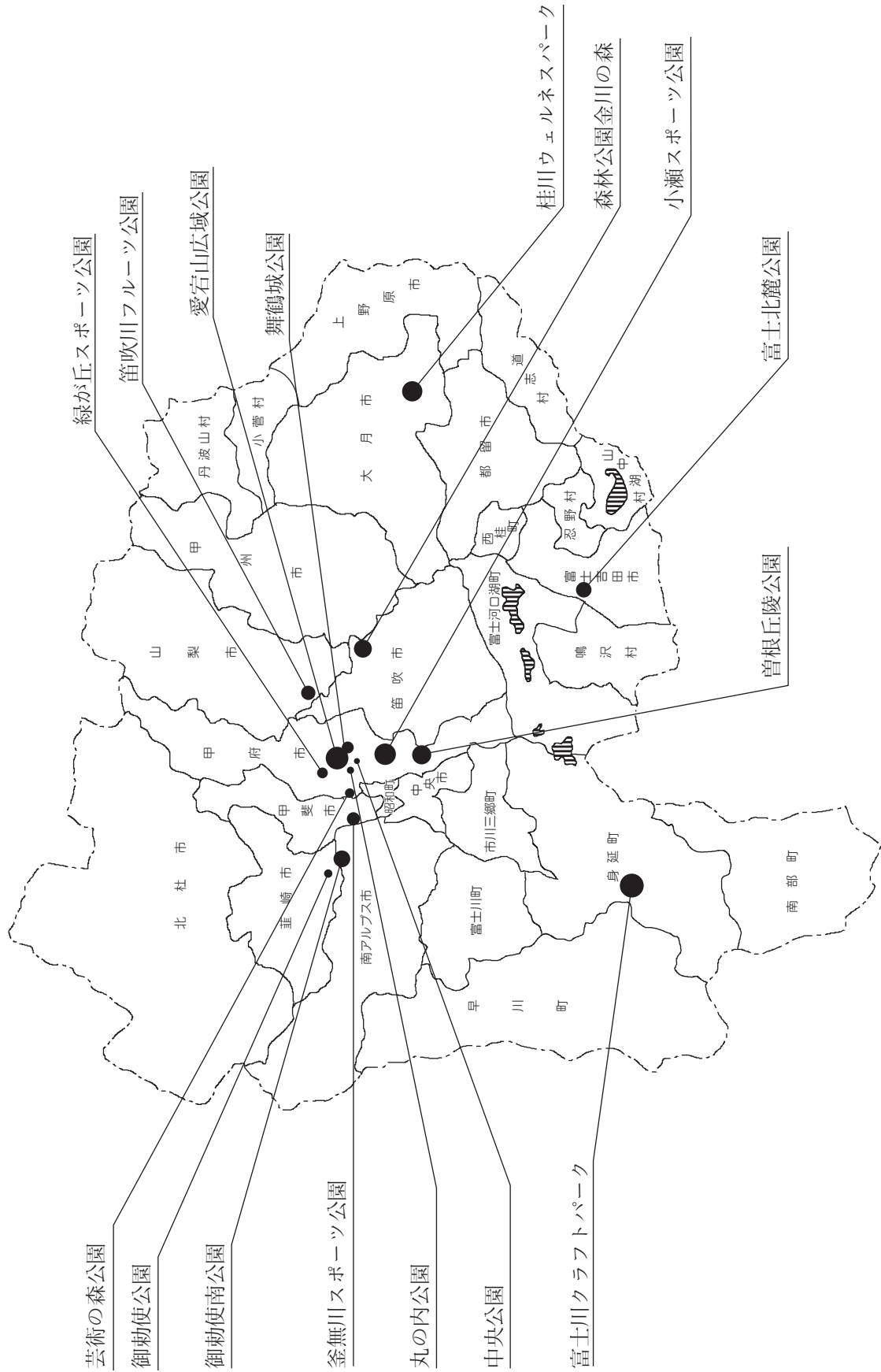
## 事業費の推移

(単位：百万円)

年度	街路	公園	計	備考	年度	街路	公園	計	備考
11	6,413	2,524	8,937		元	4,688	2,024	6,712	
12	7,435	2,155	9,590		2	4,302	2,064	6,376	
13	6,439	503	6,942		3	5,358	2,160	7,518	
14	7,365	300	7,665		4	4,742	2,451	7,193	
15	6,345	544	6,889		5	5,160	2,290	7,450	
16	5,553	564	6,117						
17	5,209	693	5,902						
18	5,692	665	6,357						
19	5,721	480	6,201						
20	5,211	640	5,851						
21	4,962	610	5,572						
22	3,217	1,339	4,556						
23	2,105	991	3,096						
24	2,278	1,360	3,638						
25	2,220	1,749	3,949						
26	2,559	563	3,122						
27	2,161	663	2,824						
28	2,422	558	2,980						
29	2,396	899	3,295						
30	3,880	823	4,703						



# 山梨県都市公園位置図



#### 4 土地区画整理事業

この事業は、土地区画整理法に基づき、都市計画区域内の一定の区域について、道路、公園、広場、河川等の公共施設整備と住宅の利用増進を図るための土地の区画性質の変更及び公共施設の新設変更を行うものである。

本県における実施状況は、公共団体等施行 10 箇所、組合施行 41 箇所、個人施行 1 箇所が終了しており、公共団体等施行 1 箇所、組合施行（前倒し組合含む） 2 箇所が施行中である。

#### 施 行 者 別 施 行 状 況

令和 6 年 4 月 1 日現在

施行者	施 行 済		施 行 中		合 計	
	地 区 数	面 積 (ha)	地 区 数	面 積 (ha)	地 区 数	面 積 (ha)
個 人 施 行	1	0.3	—	—	1	0.3
組 合 施 行	41	505.5	2	30.6	43	536.1
公 共 団 体 施 行	9	175.2	1	21.9	10	197.1
行 政 庁 施 行	1	54.9	—	—	1	54.9
公 団 ・ 公 社 施 行	—	—	—	—	—	—
合 計	52	735.9	3	52.5	55	788.4

公共団体等施行土地区画整理事業

令和6年4月1日現在

都市名	地区名	施行者	施行区域面積 ha	計画決定年月日	認可年月日	減歩率		公共用地率		総事業費千円	施行年度
						公共%	合算%	施行前%	施行後%		
甲府市	復興	市長	54.9	S 22. 3. 3	S 22. 5.13	13.45	13.45	22.37	32.80	190,000	S 22 ~ S 44
甲府市	泉町	市	20.6	S 36. 3.31	S 37. 4. 5	12.08	12.08	9.20	23.18	2,525,000	S 37 ~ S 55
甲府市	南西	市	63.7	S 39.10.10	S 42. 3. 3	16.65	24.68	6.70	22.25	569,000	S 41 ~ S 47
甲府市	寿宝	市	14.6	S 57. 8.31	S 60. 1.25	16.60	16.60	19.41	32.78	13,438,000	S 59 ~ H 22
甲州市	塩山駅南口	市	1.7	S 60. 9. 9	S 61. 2.25	14.73	14.73	36.78	46.09	1,914,000	S 60 ~ H 5
身延町	身延駅前通り	町	4.1	S 63.11.17	H 2. 4.10	19.05	19.05	31.90	44.82	4,120,000	H 2 ~ H 13
甲府市	甲府駅周辺	市	21.9	H 2. 2.22	H 3.12.12	25.14 (18.63)	25.14 (18.63)	11.78	33.96	39,900,000	H 3 ~ R 8
笛吹市	石和温泉駅前	市	13.0	H 3. 3.15	H 4. 5. 1	15.02	15.02	17.99	30.30	11,800,000	H 4 ~ R 5
山梨市	山梨市駅前	市	5.8	H 5. 1.27	H 5.10.25	28.58 (20.93)	28.58 (20.93)	22.30	44.51	11,140,000	H 5 ~ R 4
中央市	医大南部	市	49.4	H 13. 4.26	H 13. 6.21	25.28	32.07	13.38	35.28	9,650,000	H 13 ~ H 23
富士吉田市	中央通り線	市	2.3	H 17. 3.23	H 17. 5.19	39.03 (3.13)	39.03 (3.13)	23.15	53.15	2,020,000	H 17 ~ R 4

( ) は減価補償金により用地取得した場合。

令和6年4月1日現在

個人・組合施行土地区画整理事業

都市名	地区名	施行者	完了	施行区域 面積 ha	計画決定 年月日	認可 年月日	減歩率		公共用地率	総事業費 十円	施行年度
							公共%	合算%			
富士吉田市	西原	組合	完了	36.9		S44.10.30	12.30	18.50	5.10	189,000	S44~S49
富士吉田市	丸之内	組合	完了	2.6		S51.10.29	6.19	18.96	3.52	51,000	S51~S53
甲府市	堀之越	組合	完了	23.3		S56.7.16	21.64	21.64	9.53	658,000	S56~S57
昭和町	押越	組合	完了	3.1		S57.5.19	7.62	22.60	24.76	205,000	S57~S59
昭和町	大林	組合	完了	8.3		S58.12.26	11.57	24.98	13.12	506,000	S58~S60
昭和町	第二押越	組合	完了	2.5		S60.6.13	20.67	33.19	8.29	188,000	S60~S62
甲府市・昭和町	神屋	組合	完了	6.7		S61.1.16	15.93	24.52	9.48	570,000	S60~S63
中央市・昭和町	紙漕阿原	組合	完了	20.4	S62.12.9	S62.8.20	17.24	26.05	14.15	1,630,000	S62~H3
中央市	医大北部	組合	完了	28.2	S62.12.9	S63.1.18	17.52	29.16	13.00	3,713,000	S62~H6
甲府市	住吉	組合	完了	31.1	S62.12.9	S63.5.9	17.43	23.44	9.06	4,943,000	S63~H14
富士吉田市	小原	組合	完了	1.8		H1.1.16	26.40	42.96	5.68	163,000	S63~H4
甲府市・昭和町	清水新居沖田	組合	完了	6.9	H1.1.18	H1.2.10	20.89	27.05	5.27	736,000	S63~H3
甲府市	古府中町	組合	完了	12.3	H1.3.16	H1.5.18	18.98	30.39	5.35	2,645,000	H1~H6
昭和町・中央市	鍛冶新居	組合	完了	13.4	H2.3.22	H2.7.12	11.81	21.13	11.23	1,959,000	H2~H18
富士吉田市	向海	組合	完了	3.8		H2.12.17	23.53	41.19	6.09	637,000	H2~H18
富士吉田市	御伊勢山	組合	完了	2.6		H2.12.17	18.75	38.61	5.34	549,000	H2~H18
甲斐市	平境	組合	完了	15.1	H3.3.11	H3.6.20	15.27	24.90	11.33	2,354,000	H3~H9
南アルプス市	柿	組合	完了	27.6	H4.4.20	H4.6.11	17.83	29.84	9.77	3,524,000	H4~H18
富士川町	船場	組合	完了	3.3		H4.6.22	2.13	6.75	28.01	80,000	H4~H9
昭和町	河	組合	完了	7.2		H4.8.3	12.25	31.09	13.40	962,000	H4~H13
富士川町	長	組合	完了	16.6	H4.4.23	H4.8.6	17.06	31.09	16.07	3,000,000	H4~H15
甲斐市	篠原第一	組合	完了	11.4	H4.6.4	H4.8.27	21.22	29.25	13.53	1,653,000	H4~H9
昭和町・中央市	鍛冶新居第二	組合	完了	3.5		H4.8.20	13.52	24.78	2.40	673,000	H4~H13
昭和町	西桑第一	組合	完了	23.7	H5.8.9	H5.9.27	19.32	28.35	13.65	5,510,000	H5~H16
富士吉田市	城山	組合	完了	15.7		H6.4.8	13.45	28.18	11.59	2,784,000	H6~H14
都留市	井倉	組合	完了	1.4		H6.8.27	17.07	27.37	27.26	90,000	H6~H8
甲府市	国母駅北	組合	完了	5.6		H6.9.29	18.61	27.04	15.63	718,000	H6~H11
甲府市	下飯田	組合	完了	5.6		H7.4.10	19.63	29.69	10.05	962,000	H6~H11
昭和町	西桑梅の木	組合	完了	2.7		H7.11.16	6.58	23.60	15.62	446,000	H6~H13
甲府市	山宮	組合	完了	6.4		H8.9.5	15.16	42.65	15.62	1,508,000	H8~H24
甲府市	大里	組合	完了	18.8	H7.10.5	H9.3.31	17.91	26.50	17.63	3,453,000	H8~H18
富士吉田市	田端	組合	完了	5.5		H11.3.25	11.09	22.83	10.96	1,038,000	H10~H18
都留市	田原	組合	完了	5.8		H11.11.15	22.19	29.25	13.55	1,000,000	H11~H18
富士吉田市	中丸	組合	完了	3.5		H16.1.8	19.84	37.15	8.54	450,000	H15~H29
富士吉田市	新西原四丁目	組合	完了	2.7		H17.5.23	12.74	27.22	3.63	188,000	H17~H21
富士河口湖町	小	組合	完了	34.1	H17.4.25	H17.11.7	22.10	33.72	3.73	6,025,000	H17~H29
大月市	大月駅前通線	個人	完了	0.3		H13.12.17	4.30	(1.15) 4.30	20.50	822,000	H13~H18
昭和町	常水	組合	完了	63.4	H20.3.17	H20.3.17	13.89	37.10	12.92	10,100,000	H19~H29
富士吉田市	雨坪	組合	完了	4.4		H22.3.4	17.24	39.91	21.21	843,000	H22~R2
都留市	井倉第二	組合	完了	9.7		H25.3.14	6.70	31.08	25.74	868,000	H24~R3
前川三郷町・富士町	山王	組合	完了	4.6		H25.7.25	15.26	41.88	14.01	340,000	H25~R1
上野原市	上野原駅南	組合	完了	3.3		H27.3.23	0.48	9.87	22.40	380,000	H26~R1
富士吉田市	笹子丸尾	組合	事業中	2.4		R6.1.11	0.96	39.86	9.11	279,000	R5~R9
富士吉田市	剣丸尾西	組合(前副)	事業中	28.2		H22.3.4	8.74	35.07	6.17	45,000	R5~R9

( )内は減価償還金により用地取得した場合

## 5 市街地再開発事業等

この事業は、都市再開発法に基づき、密集した木造低層建築物や、様々な用途の建物が混在したり、街路、公園、広場等の公共施設が不足している区域において、建物及びその敷地、公共施設等の整備を併せて行うことにより、市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るものである。

本県における市街地再開発事業等は、組合等施行として3地区が完了している。優良建築物等整備事業及び暮らし・にぎわい再生事業は5地区が完了しており、1地区が施行中である。

令和6年4月1日現在

市 街 地 再 開 発 事 業					
都市名	地区名	区域面積 ha	状 況		
			年度	内 容	
甲 府 市	中央4E	0.44	H11	事業完了	◎
	国母南	2.48	H10	事業完了	◎
	甲府紅梅	0.56	H20 ~H23	事業完了	◎
優 良 建 築 物 等 整 備 事 業					
甲 府 市	寿 宝	0.15	H10	事業完了	◎
	県 庁	3.80	H21 ~H27	事業完了	◎
	甲府市役所	1.30	H21 ~H24	事業完了	◎
	甲府中央 一丁目	0.24	H26 ~H29	事業完了	◎
	甲府丸の内 一丁目	1.10	R4 ~R10	事業中	○
暮 ら し ・ に ぎ わ い 再 生 事 業					
甲 府 市	甲府北口 (県立図書館)	1.4	H20 ~H24	事業完了	◎

(注) ○印 事業実施地区    ◎印 事業完了地区



## 6 開発行為の規制

### (1) 開発許可

都市計画法による開発許可制度は、市街地のスプロールによる土地利用上の弊害をなくし、都市住民の健康で文化的な生活を保障するため、一定規模以上の開発又は建築行為に対して許可制をとり、公共施設の管理者の同意を得ることや、許可基準に照らして適正な道路の整備や公園緑地等の確保を求めている。

なお、甲府市は中核市として開発許可に関する事務を行っており、また、南アルプス市（平成17年4月1日から）、甲斐市（平成18年4月1日から）、山梨市（平成19年4月1日から）、忍野村（平成20年4月1日から）、中央市（平成26年4月1日から）及び昭和町（平成28年4月1日から）には「山梨県の事務処理の特例に関する条例」により、開発許可に関する事務を当該自治体に移譲している。

(単位：ha)

区 分		年 度		H26	27	28	29	30	R 1	2	3	4	5
		件 数	面 積										
法 第 29 条 第 1 項 許 可	市 街 化 区 域	件 数	51	69	44	68	68	50	46	40	40	47	
		面 積	14.7	15.6	8.0	20.3	16.8	10.4	8.8	8.2	9.5	10.0	
	市 街 化 調 整 区 域	件 数	80	57	66	83	82	90	96	107	102	100	
		面 積	9.0	8.3	13.4	17.5	8.9	9.7	10.1	16.0	15.3	14.9	
	そ の 他 都 市 計 画 区 域	件 数	44	40	58	79	67	56	45	60	66	42	
		面 積	44.3	30.0	62.3	70.3	49.6	35.0	27.8	30.0	44.9	27.4	
許 同 第 2 項	都 市 計 画 区 域 外	件 数	2	4	5	4	6	1	3	3	7	6	
		面 積	5.3	5.9	5.4	10.3	5.1	0.1	5.7	3.9	5.6	9.1	
合 計		件 数	177	170	173	234	223	197	190	210	215	196	
		面 積	73.3	59.8	89.1	118.4	80.4	55.2	52.4	58.1	75.3	63.8	

(中核市及び事務移譲市町村許可分を含む)

### (2) 風致地区内の開発等

都市計画において定められた風致地区について、山梨県風致地区条例（昭和45年4月1日山梨県条例第26号）により、都市の風致を維持するため必要な事項を定めて、宅地造成、木竹の伐採、建築物の建築等の行為に対して許可制をとっている。なお、忍野村（平成25年4月1日から）、上野原市（平成27年4月1日から）及び身延町（平成27年4月1日から）には市町村で条例を施行し、第2次一括法に基づく事務処理がなされた。

	年 度		H26	27	28	29	30	R 1	2	3	4	5
	件 数	面 積										
建 築 物 の 建 築	38	23	16	22	27	24	24	18	25	25		
そ の 他 の 工 作 物 の 建 築	5	4	2	4	1	6	1	4	2	5		
土 地 の 形 質 の 変 更	1	—	—	1	3	1	2	3	2	—		
木 竹 の 伐 採	—	2	—	—	—	—	3	4	6	—		
土 石 類 の 採 取	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
そ の 他	4	—	1	—	1	—	2	6	3	4		
全 体 件 数	48	29	19	27	32	31	32	35	38	34		

(3) 宅地開発設計確認

山梨県宅地開発事業の基準に関する条例（昭和 48 年 3 月 31 日・山梨県条例第 6 号）は、宅地開発事業に対し必要な基準等を定めて、その基準に適合した事業を実施することにより、災害の防止と生活環境の保全を図ることを目的として制定したものである。

この条例は、都市計画区域及び準都市計画区域以外の区域における 0.3 ヘクタール以上の一団の土地に係る宅地開発事業（都市計画法第 29 条第 2 項の適用を受ける 1 ヘクタール以上のものを除く。）を対象とし、その適用地域は、県下全市町村 446,348 ヘクタールのうち、甲府市及び全域が都市計画区域となっている町村を除く 350,638 ヘクタールであり、県土の 79 パーセントにあたる区域における開発行為に対し設計確認を義務付けている。

なお、南アルプス市（平成 17 年 4 月 1 日から）、甲斐市（平成 18 年 4 月 1 日から）、山梨市（平成 19 年 4 月 1 日から）及び中央市（平成 26 年 4 月 1 日から）には「山梨県の事務処理の特例に関する条例」により、宅地開発設計確認に関する事務を移譲している。

設 計 確 認 件 数

区 分		年 度									
		H26	27	28	29	30	R 1	2	3	4	5
別 荘	件 数	1									
共同住宅											
住 宅				1	1	1	2				1
工 場			1	1	1	1	1	1	1	2	2
宿泊施設									1	2	1
そ の 他			2	1	1	4	2		1	4	3
合 計	件 数	3	2	3	6	4	3	2	6	7	5
	面積 ha	2.2	1.3	1.7	2.6	1.6	1.9	0.9	2.8	3.7	3.7

（甲府市の条例及び事務移譲市町村許可分を含む）